

運用基準の素案の叩き台への情報保全諮問会議委員からのコメントと反映状況

平成26年7月10日時点

番号	事項	条文	コメント	反映状況
I 基本的な考え方				
1	策定の趣旨		<p>情報連携の前提として統一的な制度運用は不可欠の前提である。秘匿性の高い情報について行政機関相互で提供し合う必要が生じる場面があり得るから、管理運用基準を統一しておく必要がある。</p> <p>(案)では、「政府一体となって」とあるが、そのような認識が各行政機関(の長)にあるのだろうか。「政府」の範囲、「一体」の意味をどう考えるのか。この文言がなくても、行政組織の相互連携の必要性はわかるのではないか。</p> <p>「もって・・・図るものとする。」は不要ではないか。適正な情報連携は行政機関相互の連携に不可欠なことであり、「もって」以下に結び付ける必要はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ、修正いたしました。 ● 詳細については、1を御参照下さい。
2	特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項		<p>「秘匿性の極めて高い情報」の範囲が恣意的に広げてはいけないこと、広げないことを、対外的に明らかにすべきである。曖昧に広くなることは国民主権の考え方に反する。</p> <p>秘密の指定は類型的作業として行えるが、指定解除は個別に判断しなければならないので、秘密指定を意識的に抑制しないと、秘密の量は増える一方になる。秘密の範囲が広がり増えることにより厳格な管理が困難になり、漏えい等のリスクが高くなり、漏えい・改ざん・消滅などの防止のためのコストが高くなる。</p> <p>国家公務員法・地方公務員法の守秘義務違反よりも法定刑が遥かに重いことからしても、極めて限定されたものにする必要がある。特定秘密が急増するのではないかという不信感に対応するには、秘密の指定を意識的に最小限化するとともに、秘密指定期間もより短くする必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ、本運用基準において定める事項に従って、必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定するよう、明記することとしました。 ● 詳細については、2(1)アを御参照下さい。
(1)	<p>拡張解釈の禁止並びに国民の基本的人権及び報道・取材の自由の尊重</p>		<p>「準則」は、一般的な法律用語としては、規則に準じるという意味であろう。ここでは、そうではなく大原則であるとか基本であるという趣旨を明確にしなければならぬ。用語について検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「準則」とは、「準拠すべき法則の定め」(学陽書房「法令用語辞典 第9次改訂版」)のことをいい、「準拠」とは「ある行為又は処分をするについて特定の基準にのっとること」(同上)をいうとされています。 ● 本法の第22条の規定は、正に、行政機関の長等が本法を解釈適用する際の特定の基準であることから、「準則」と表現しても法令用語上問題はないものと解されます。また、国会においても、第22条が解釈適用の準則である旨答弁しているところです。 ● 他方で、第22条の趣旨を明確にしなければならないというのは、委員の御指摘のとおりであることから、第22条が特定秘密保護法の解釈適用に当たる当事者全てが従わなくてはならない基準である旨明記することとしました。 ● 詳細については、2(1)柱書きを御参照下さい。
			<p>「解釈適用に当たるすべての者が従わなければならない基準」とあるが、解釈適用のみではなく、運用や取扱いもある。「解釈適用」では足りない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ、第22条は、特定秘密保護法の運用に関わるすべての者が解釈適用に当たって従わなくてはならないものであることが分かるよう、修正いたしました。 ● 詳細については、2(1)柱書きを御参照ください。 ● なお、御指摘のあった、特定秘密の「取扱い」については、特定秘密の運用に含まれることから、特出ししてはおりません。
		<p>アについて</p> <p>「この点についてより留意し」とあるが、普通「より」は比較を表す言葉である。「特に」や「より一層」とすべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ、修正いたしました。 ● 詳細については、2(1)アを御参照下さい。 	

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>「十分に配慮しなければならない」は、具体的にどのようなようになるのか。</p> <p>イ、ウで「十分な配慮」は具体的にどのように捜査の仕方に表れるのか。例えば、通常の捜索差押許可状では対象物を広めに書いているが、報道機関に対して本法違反を理由に捜索差押をする場合、対象物を必要最小限に限定することになるか。事件の背景や関係者を詳しく知ろうとすれば、パソコンや携帯電話などの情報機器を押収して、その全データを取得し内容を検討することになるのではないかと。これを行うとすると、当該事件に関係の無い情報を大量に取得することになり、かつ、以後、捜査機関が自由に使えるようになる。このようなことはやむを得ないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第22条第1項は、解釈適用に当たる全ての者が従わなくてはならない基準であることを明記することとしました。 ● また、第22条第1項の趣旨は、基本的人権や報道又は取材の自由に十分に配慮した上で、特定秘密保護法の各規定を解釈又は適用することにあることから、その旨明記することとしました。 ● なお、具体的な捜査方法については、特定秘密保護法ではなく、刑事訴訟法等に従って行われるものであることから、本運用基準において何らかの規定を置くことは適当ではないと考えます。
2	情報公開法と公文書管理法の適正な運用		<p>秘密保護法と情報公開法と公文書管理法の相互関係を説明しておくべきではないか。すなわち、公的情報はすべて公文書管理法の対象となり、公的情報は原則として情報公開請求の対象になる。特定秘密は不開示事由該当情報の一部である。特定秘密の最小限化の原則の考え方からすれば、不開示事由該当性の判断も慎重に行うべきものとし、公開情報と特定秘密の間で量も内容も不明な情報が拡大することを抑制する必要がある。</p> <p>情報公開法に基づく開示請求がなされた場合には、行政機関の長が、不開示ありきではなくその都度開示・不開示につき厳格に判断するものである、ということを確認するため、以下のように修正してはどうか。</p> <p>(現状案)「情報公開法に基づく開示請求がされた場合には、情報公開法に基づき、行政機関の長が開示・不開示の決定を行うこととなる。特定秘密に係る部分は、その性格から、情報公開法第5条各号に掲げる不開示情報に該当するものと判断されると考えられるが、その決定に当たっては、情報公開法上の不開示情報に該当するか否かについて厳格に判断する必要がある。」</p> <p>(修正案)「情報公開法に基づく開示請求がされた場合には、情報公開法に基づき、行政機関の長が開示・不開示の決定を行うこととなる。特定秘密に係る部分についても、開示・不開示の決定に当たっては、情報公開法上の不開示情報に該当するか否かについて厳格に判断する必要がある。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ、行政機関の保有する行政文書が公文書管理法に基づき管理され、それと同時に、情報公開法に基づく開示請求があった場合には、一部不開示情報を除き、開示されること、特定秘密保護法の運用に関わる者は、特定秘密保護法のみならず、公文書管理法や情報公開法についても適正な運用を徹底する必要があること等について明記しました。 ● 御指摘を踏まえ、修正いたしました。 ● 詳細については、2(2)を御参照ください。
3	特定秘密を取り扱う者の心構え		<p>3では、義務規定と倫理規定とが混在している。(1)は義務規定で、(2)は倫理規定である。(3)は職務上の忠実義務が背景にあるため、「対応」というよりは「対処」とすべきであろう。(4)の「同様とする」は、説明が足りないのではないかと。義務は残るが倫理の部分は残らないのであろう。「特定秘密を取り扱う者の責務に鑑み、同様に考えるものとする」など表現を検討すべきである。</p> <p>「心構え」では弱い。義務であることを明記すべきである。「漏えい」だけを問題にすることは、秘密保全の目的に反する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ、修正いたしました。 ● 詳細については、3を御参照ください。 ● なお、修正案では、(1)だけではなく、(2)及び(3)についても「同様に考えるものとする。」としております。これは、特定秘密を取り扱わなくなった後であっても、外部から漏えいの働き掛けを受ける可能性は排除できず、特定秘密を取り扱ったことのある者として自覚ある行動をとる必要があり、また、働き掛けを受けた場合には、例えば、元の職場の上司等へ報告することなどが考えられるためです。 ● また、規定順について、大原則である義務規定を(1)とし、(2)と(3)の順番については、まず働き掛けを受けることがあること、そしてその次に働き掛けを受けた後の対処方法を規定する方が流れがよりよいと考えております。 ● 御指摘を踏まえ、3の表題を「特定秘密を取り扱う者の責務」と修正することとしました。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			(1)について 原案では、漏えい防止だけをすればよいと限定してしまっている。漏えい以外にも問題とすべき場合はあるのであるから、それらを明示的に排除するのは秘密保全の考え方に反する。「的確に講じなければならない。」とすべきである。	● 御指摘を踏まえ、文末を「措置を適確に講じなければならない」と修正することとしました。
			(2)について 取扱者の危険は、漏えいを働きかけられる場合だけではない。漏えい、改ざん、消滅などを過失・無過失のうちに行ってしまうこともあり得る。「自覚ある行動」は抽象的な精神論。実効性がない。リスクを下げる客観的な対策を講じる必要があり、それを義務づけ、実行しているか否かをチェックするべきである。	● 「自覚ある行動」をとるようにするためにとるべき方策の1つとして、現在施行令に基づき実施される特定秘密の保護に関する教育の受講を例示することとしました。 ● また、「自覚ある行動」は不明瞭な精神論との御指摘を踏まえ、当該箇所を修正することとしました。 ● 詳細については、3の(2)を御参照下さい。
			(3)について 上司に危険(杜撰な管理、働き掛けを受ける兆候など)が伺われる場合、部下は当該上司に報告することはできない。どうすればよいか。内部告発の問題になる場合もあり得るが、そこまで至らない場合もある。	● 御指摘を踏まえ、上司だけではなく、報告するに足る適当な者へ報告する旨記載することとしました。 ● 詳細については、3の(3)を御参照下さい。
			(4)について 特定秘密を取り扱わなくなった後の事後的な責務について、案では、取り扱う者と「同様に考えるものとする」とあるが、守秘義務を持つ者は、その業務を離れた後も責務はあるのではないか。「同様に考える」、「同様の責務がある」とすべきではないか。	● 特定秘密を取り扱わなくなった後においても、実際に取り扱っていた時と同様の責務を有することから、御指摘のとおり、「同様に考える」と修正いたしました。 ● 詳細については、3(3)を御参照下さい。
II 特定秘密の指定				
1	指定の要件	第3条第1項及び別表	「1 指定の要件」の項目の中で、実施体制を記載するのはおかしいのではないか。	● 御指摘を踏まえ修正しました。
(1)	別表該当性	別表	「別表該当性の判断は、以下に掲げる事項の細目を参考として行うものとする」とのことであるが、「参考として行う」の意味するところを明記してはいかがか。細目にあてはまるものはすべからず別表に該当する、というわけではない、と理解しているが、そのことを細目全般について明らかにしていただきたい。 細目を可能な限り具体的に記載いただいたとのことであるが、より具体化・限定化・明確化をしてはいかがか。	● 御指摘の趣旨を踏まえ修正しました。なお、事項の細目は別表に掲げる各事項を可能な限り具体的に示したものであり、事項の細目に該当するものは、すべて別表に該当するものと考えております。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>別表記載事項よりも細目のほうが広く見受けられるものもあるが、より具体的・限定的にはいかがか。</p> <p>一部例を挙げると、 「ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」の細目が 「a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報」とされており、ロの記載事項よりも限定がなされていないようにも思われる。 「ト 防衛の用に供する暗号」の細目が、 「わが国の政府が用いるために作成された暗号」とされており、同様。 「ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針」の細目 「a 我が国が実施する以下の措置の方針」 「ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報、…」の細目 「a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報」 その他細目についても同様。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事項の細目は、別表事項の内容を具体的に示しているものであり、別表第1号関係口の「防衛に関し」「重要な情報」や、同「防衛の用に供する」は、当然に事項の細目にもかかっており(他の事項の細目も同様)、「イ、ロ、ハ…」と記載している別表事項の部分とこれらの部分の下に「a、b、c…」 「(a)、(b)、(c)…」と記載している事項の細目の部分を合わせて判断することとなりますので、別表事項よりも広くなるものではないことを御理解いただければ幸いです。 ● なお、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 別表第1号口の事項の細目aは、別表の「重要な情報」の1つとして、「情報収集手段を用いて収集した情報」を具体的に示したものです。 ・ 別表第1号トの事項の細目は、「我が国の政府が用いるために作成された」とし、また、括弧書きで「民生用のものを除く」としているとおおり、防衛の用に供する暗号の中でも、民間でも広く用いられているような暗号は当てはまらない旨を明確にしています。 ・ 別表第2号口の事項の細目aは、別表の「その他の措置(中略)の方針」のうち、別表に例示された貨物の輸出入の禁止の方針以外の措置の方針として、いかなる措置の方針が別表に該当するかを(a)から(f)までに具体的に示しています。 ・ 別表第2号ハの事項の細目aは、別表の「重要な情報」の1つとして、「電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報」を具体的に示したものです。
			<p>ご説明によれば、「事項の細目は、別表事項の内容を具体的に示しているものであり、別表第1号関係口の「防衛に関し」「重要な情報」や、同「防衛の用に供する」は当然に事項の細目にもかかっており(他の事項の細目も同様)」とのことであるので、疑義が無いように、「イ、ロ、ハ…」とこれらの部分の下に「a、b、c…」 「(a)、(b)、(c)…」が順にかかっていくことを明示してはいかかがか。現状の案では、「細目」単独で、別表に該当すると誤解される可能性もあるかと思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ修正しました。
			<p>引き続き別表記載事項よりも細目のほうが広く見受けられるものもあるが、より具体的・限定的にはいかがかか。</p> <p>一部例を挙げると、 別表では、「イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究」となっているところ、細目が「a 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究(これらについての検討を行うための方針を含む。以下同じ。）」となっており、括弧書きがあることにより別表記載事項よりも広いようにも見える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ、II 1(1)別表第1号イaの括弧書きを削除しました。 ● なお、前回回答したとおおり、事項の細目は、当方として可能な限り具体的に記述したものであり、また、関係省庁とも協議を重ねたものです。別表記載事項よりも細目の方が広いというものはございません。
			<p>別表記載事項に該当しない範囲を明示してはいかかがか。</p> <p>例えば、自衛隊に関する情報は全て別表記載事項に該当する、暗号に関する情報は全て別表記載事項に該当する、というわけではないのであれば、該当しない範囲を明示してはいかかがか。</p> <p>素人目には、自衛隊に関する情報が全て別表記載事項に該当するようにも思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘の趣旨を踏まえ、II 1(1)の柱書きの記述を修正しました。御指摘のように別表事項に該当しない範囲を網羅的に示すことは困難ですが、別表該当性は事項の細目に該当するか否かにより判断することにより、事項の細目に該当しないものは別表にも該当しないことが明らかになっていると考えます。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>別表に用いられている用語の定義をしてはいかがか。 別表に用いられている用語、例えば「防衛力」「防衛の用に供する」「特定有害活動の防止に関し」「テロリズムの防止に関し」などについて、運用基準で定義を明確にしてはいかがか。 現在作成されている逐条解説においても明示してはいかがか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「防衛力」と「防衛の用に供する」については、運用基準で定義を設けた場合、冗長となるきらいがあるため、逐条解説において解説を記述したいと考えております。 ● また、「特定有害活動の防止」と「テロリズムの防止」についても、法律に「特定有害活動」「テロリズム」の定義が置かれ(第12条第2項第1号)、これらの「防止」が何であるかも別表第3号及び第4号で明らかになっていますので、逐条解説において解説を記述したいと考えております。
			<p>別表に用いられている用語の定義をしてはいかがか。 別表に用いられている用語、「特定有害活動の防止に関し」「テロリズムの防止に関し」などについて、特に「に関し」等の表現は、広く解釈され得る用語かと思われる。運用基準で定義を明確にしてはいかがか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「関し」は、「～についての」、「～に関係がある」(広辞苑)という辞書通りの意味で用いており、「関し」を定義するとしても、これらの類義の文言に置き換えることによっては必ずしも定義がより明確になるとは考えられません(なお、特定有害活動及びテロリズムについては、特定秘密保護法第12条第2項において定義するとともに、法別表においてそれぞれについて事項を典型的に規定し、運用基準においてお示している事項の細目においてそれらの事項の内容を具体的に示して、その内容が明確となるようにしております。。「関し」は他法令においても広く用いられていることから、事務局としてはこの語をこのまま用いざるをえないと考えております。
			<p>別表第1号トの括弧書きの記載ぶりについて、「～に限り、～を除く」という表現は並列か。誤解を招く表現である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律等の法律等において多数規定例はありますが、御指摘を踏まえ、「～に限る。また、～を除く」と修正しました。
			<p>テロで緊急事態というのは想像がしやすいが、特定有害活動の緊急事態というのは、まさにマスコミ等の主張のとおりデモも含まれるという誤解を招くのではないか。必要だというのは分かるが、解釈が広がりやすい表現である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 別表の「特定有害活動」は、法第12条第2項第1号の定義を前提としていることから、特定有害活動とは諜報活動、大量破壊兵器関連物質の不正取引、拉致等を指し、デモは含まれません。 ● なお、デモも含まれるのではないかという主張は、特定有害活動ではなく、テロリズムに含まれるのではないかとの問題提起を受けることもあります。デモは、法令の範囲内で行われる限り、言論の自由の表れであり、また、法第12条第2項第1号の「テロリズム」の定義を踏まえれば、テロリズムに含まれることはありません。 ● 「特定有害活動」「テロリズム」については、逐条解説においても解説を記述することとしております。
			<p>別表該当事項であっても全てが特定秘密となるわけではない旨の記述を加えた方が良いのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ、追記しました。
			<p>「テロリズム」の定義がよく分からない。本法では、テロリズムについて定義されているが、昨今、マスコミにおいても「テロ」という言葉が多用されており、例えば、ボストンマラソンの事件について、CNN等はテロとは報道していないものを日本のマスコミはテロとして報道しているように、テロリズムの範囲がどんどん広がってしまうのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 巷間においては、多義的に用いられている例もあると承知していますが、本法においては、テロリズムについて「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」と定義しており、御指摘のようにテロリズムの範囲が広がるということはありません。 ● なお、逐条解説においても解説を記述することとしております。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>「細目を参考として」では、あくまで参考に過ぎないので、際限なく広がることになりかねない。「細目の範囲内で」「細目の基準により」のようにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ、修正しました。
			<p>(1)別表第1号・ニについて 防衛予算は大きく、公開度が低いこと、関連事業者が少ないことから、(官製)談合が起こりやすい環境がある。「見積り」の情報公開は談合の防止、発見にとって有効である。談合防止のために一定の情報公開が必要である。秘密指定を広げれば広げるほど談合が容易になる。どのように限定するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ここでいう「見積り」とは、調達等の契約時の価格の見積りではなく、時の経過とともに周辺国の軍事力がどのように変化するか、また、これを踏まえて我が国の防衛力をどのように推移させていく必要があるかといった、防衛力の能力を見積もるものであり、談合とは関係ありません。
			<p>(1)別表第1号・ニについて 防衛力の「能力」は対外的にアピールした方が対立国や対立集団を牽制できることになる面もあるが、アピールと高度の秘匿性はどのように使い分けなのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘のとおり、防衛力(装備品)の能力は抑止力又は透明性を確保するために一定の情報を公開することは重要ですが、我が国の防衛の手の内や能力を示し、他国による対抗手段の構築を容易にするような情報等はなお秘匿する必要があります。
			<p>(1)別表第1号・ホについて 「能力を推察できる」ことを問題視しているが、できるようにした方が国防上効果的ということもあるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● なお、いずれにせよ、特定秘密に指定するか否かは別表該当性のみならず、非公開性と特段の秘匿の必要性を踏まえて判断することとなります。
			<p>(1)別表第1号・チについて 「研究開発段階のもの」に、大学や民間企業で行っているロボット開発を含めることになるのか。介護用ロボットは軍事用にも使える。民間用に開発して来たものを、ある時期から特定秘密に指定することがあり得ることを想定しておくべきか。公になっているか否かによるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学や民間企業が独自に保有しているノウハウ等の情報が特定秘密の指定の対象となることはありません。
			<p>(1)別表第1号・ヌについて 「防衛の用に供する施設」とは、もともと防衛用としてつくられた施設を指すのか、もともとはそうではなかった施設を防衛の用に供するようになった場合も含むのか。公になっているか否かによるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常は防衛用に作られた施設ですが、いずれにせよ、特定秘密に指定するか否かは別表該当性のみならず、非公開性と特段の秘匿の必要性を踏まえて判断することとなります。
			<p>(1)別表第2号ロについて これらは公表事項ではないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● a(a)から(f)までの措置については、これらが講じられれば公になるものも多いかもしれませんが、これらの「方針」の段階では秘匿すべきものもあります。また、bについては、外国公船への対応方針及び対応状況等が秘匿すべきものとして考えられます。
			<p>(1)別表第3号・イについて (c)サイバー攻撃対策の必要は特定有害活動に限定した問題ではない。防衛、外交、その他の行政でも同じではないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘のとおりですが、例えば、防衛のためのサイバー対策については、第1号イの事項の細目aに該当し得、また、サイバー対策についての外国の政府等との交渉や協力についても、第2号イの事項の細目aに該当し得ると考えます。
			<p>(1)別表第3号・ロについて 「重要な情報」とそうでない情報はどのように分類されるのか。客観的な基準をある程度設けないと、恣意的になるか、単なる先例踏襲主義に陥りかねない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用基準のaからcまでに掲げる情報を基準とします。
			<p>(1)別表第3号・ロについて 「情報収集手段を用いて」とはどういう意味か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集機器等情報収集のために政府が保有する能力、ノウハウ等を用いてという意味です。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			(1)別表第4号・イについて (c)サイバー攻撃対策の必要はテロリズムに限定した問題ではない。防衛、外交、その他の行政でも同じではないのか。	● 御指摘のとおりですが、例えば、防衛のためのサイバー対策については、第1号イの事項の細目aに該当し得、また、サイバー対策についての外国の政府等との交渉や協力についても、第2号イの事項の細目aに該当し得ると考えます。
			(1)別表第4号・イについて 「テロリズム」は国際組織と国内組織が考えられるが、後者は「テロリズム」に分類する必要がないのではないか。後者への対応は国内の犯罪対策や地域での治安対応の問題として対応すれば足り、「テロリズム」という分類をする必要はないのではないか。	● 法第12条第2項第1号における「テロリズム」の定義を踏まえれば、我が国及び国民の安全に対する危険性や防止措置等を秘匿する必要性といった点において、国際テロ組織とそれ以外の組織によるテロリズムを別表の事項の細目において区別する理由は見出し難いと考えます。
			(1)別表第4号・イについて 「テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止」とあるが、現在の我が国にそのような危険な存在があるのか。	● 別表の事項の各項目は、現時点での危険性の有無や高低を示すものではなく、高度の保全を要する情報を類型化したものです。例えば、第1号の「防衛に関する事項」の各項目についても、情報保全の必要性は、現在の我が国が侵略を受ける危険性の有無に左右されるものではありません。 ● なお、以前お答えしたとおり、平成7年に発生した地下鉄サリン事件にもみられるように、「テロリズムによる被害の発生若しくは拡大」の危険性は依然として日本国内にも存在しているといえます。
			(1)別表第4号・イについて 現在、日本国内に「テロリズム」に関連する団体はあるか。どのような団体がこれに該当するか。日本共産党は太平洋戦争後、暴力革命を目指していると目された時期があったとされるが、いまでもそのような団体として「テロリズム」に関連する団体と目されているのか。	● 現在日本国内に存在する「テロリズム」に関連する団体としては、例えば、オウム真理教が挙げられます。 ● また、御指摘の日本共産党についてですが、特定秘密保護法にいうテロリズムは法第12条第2項第1号で定義されているところ（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動）、一般論として言えば、政党の正当な活動が本法のテロリズムの定義に該当することはありません。
(2)	非公知性	第3条第1項	非公知性に関する認識について、関係省庁から出ているコメントを見ていると、特定秘密に係る情報が報道される等公になってしまった場合でも、非公知性が失われず、特定秘密を解除すべきでないとの趣旨の意見が出ている。また、「不特定多数」は、「不特定かつ多数」との説明であったが、マスコミの記者が特定秘密を知った場合、紙面に載ったら「公になっている」と判断できるが、記者個人の中にとどまっているとき、デスクの段階で止まっているとき、記事になっていないがコピーは出回っているとき等様々な場合が考えられ、現実的に秘匿性が維持されているかどうかで区切らざるを得ない。その意味で情報の適正な管理を図ることが重要である。運用基準における非公知性の記載や事務局による各省からの照会に対する回答は妥当であると思うので、関係省庁が事務局と同じ認識を持つようしっかりと説明すべきではないか。	● 御指摘の制度周知を含め、適正な制度運用が図られるよう、関係省庁とは今後とも緊密に連携していきたいと思っています。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>「非公知性の判断は、現に不特定多数の人に知られていないかどうかにより行う」としているが、「不特定多数」と「特定多数」もある。いずれも、取扱者の管理から外に出てしまっている点では同じ。「現に不特定多数の人に知られていないかどうか」をどのように判断するのか。</p> <p>アメリカにおいては、再機密指定の制度があり、一度機密指定を解除した情報であっても、当該情報を知る者の範囲が特定でき、機密指定の状態に修復可能なものについて、再機密指定できる。この考えを参考に、非公知性の基準は、秘密として指定された状態への修復可能性で判断すべきであると考える。</p> <p>非公知性判断は、「不特定多数」の人に知られていないかどうかによるとのことであるが、「不特定多数」の意味するところは、「不特定または多数」ということか、または「不特定かつ多数」ということか。その点を運用基準において明らかにしてはいかかか。</p> <p>不特定多数の考え方について、逐条解説において詳しく説明することはできないか。</p> <p>「不特定多数」の解釈について、「反映状況」に記載している内容を運用基準に書くことはできないのか。</p> <p>1(2)について、外国等で適当な発表がなされた場合、非公知性がなくなることになるのか。「同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表された場合、その公表主体及びその内容が信用性があると認められる場合には」と修正してはどうか。「認める」との語が、情報の中身をそのとおりであると認めるということも含まれる表現なのかがよく分からない。より良い修文ができればそれでも良いが、検討いただきたい。</p> <p>「当該情報と同一性を有する情報が報道機関…により公表されていると認められる場合」とあるが、報道機関に漏れしている場合であって、未だ報道機関が公表していない段階は非公知性の要件を欠いていないということか。</p>	<p>● 御指摘の「不特定多数」とは、「不特定かつ多数」を意味しますが、実際に非公知性の判断をするに当たっては、当該情報の内容に応じ、これを知る必要がある者、実際にこれを知っている者、当該時点までの当該情報の管理の様態等の要素を勘案して個別具体的にを行うことになると考えられます。</p> <p>● なお、本法の下で、米国における再指定のように、一度非公知性が失われた情報の指定や再指定を制度化することは困難ではないかと考えます。</p> <p>● 御指摘を踏まえ、運用基準に追記しました。</p> <p>● 御指摘を踏まえ追記しました。</p> <p>● 御指摘を踏まえ修正しました。</p> <p>● 指定の要件を充足しているか否かは個別具体的な状況に即して判断することになると考えます。</p>
(3)	特段の秘匿の必要性	第3条第1項	<p>1(3)の1つめの・は、情報の中身、対象を長々と書いているにすぎない。当該情報の漏えいにより、我が国の安全保障上、他国政府が対抗措置を講じたり、攻撃を加えたり、脅威となるようなことを行ったりといった、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれを具体的に記述すべきである。</p> <p>2つめの・は、情報の提供を受けた相手国との信頼関係が損なわれることに加え、第三国との信頼関係の低下と日本の信用低下を書き分けるべきである。</p> <p>また、「などの事態が生じ、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれ」というが、現在の案文では、「対抗措置が講じられる」「事態が生じ」となってしまう。「事態が生じるおそれ」があることが正確に表現されていない。全般の記述について整理すべきである。</p>	<p>● 御指摘を踏まえ修正しました。</p>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>「我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられる」とあるが、露見の内容程度、高じられる対抗措置の深刻の程度が考慮されるべきである。 「支障が生じる」では広過ぎる。「回復しがたい重大な支障が生じることが明らかであること」と限定すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ、修正しました。
			<p>安全保障上の秘密であることからして、ときの政府の内政上の都合は考慮されないことを明記すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘の「政府の内政上の都合」が何を指すのかが必ずしも明らかではありませんが、「我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか否か」により判断するとして、安全保障上の考慮により判断すべきことを明確化しています。
(4)	留意事項		<p>「イ 公益通報の対象事実その他の行政機関による法令違反の隠蔽を目的として、指定してはならない」とのことであるが、「目的」の有無にかかわらず、「公益通報の対象事実」を指定してはならないとしたほうがよいのではないか。 また、当初より、公益通報者の「保護」について運用基準に盛り込めるように検討されていくとのことであったので、通報者が公益通報者保護法等により保護されること(内部告発が適法であること)を明記すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公益通報者保護法上、公益通報の対象事実は、犯罪となる行為又は行政命令に従わないと罰則が科される行為に限定されており、行政の法令違反行為は、原則として公益通報の対象事実に該当しないので、このような表現としました。 ● また、指定の要件を充足しない指定がなされていることについては、公益通報者保護法上の公益通報の対象事実ににはなり得ませんが、本運用基準V3において、特定秘密の指定等及び特定行政文書ファイル等の管理に関する通報について規定しており、その中で、通報者の保護についても規定しているところです。
			<p>「イ 公益通報の対象事実その他の行政機関による法令違反の隠蔽を目的として、指定してはならない」とのことであるが、「目的」の有無にかかわらず、「公益通報の対象事実」を指定してはならないこととしたほうがよいのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国会審議での議論を通じて、公益通報の対象事実その他の法令違反を隠蔽する目的で特定秘密に指定することがあるのではないかとの問題提起を受けていたことも受け、運用基準においてその旨を明示しているものです。 ● 行政機関は法令に従って事務を遂行することは当然であることに鑑みれば、行政機関の長が、当該行政機関による公益通報の対象事実その他の法令違反の事実を認識しているにもかかわらず、これを是正するための措置を何ら講じないことは、通常想定し難いところではありますが、万が一当該事実を特定秘密に指定するに及ぶような場合には、当該事実の隠蔽を目的としている点をとらえて、特段の秘匿の必要性を欠くものと判断することとなり、そのために目的に係る規定としているところです。
			<p>1(4)ウに「努めている」との語があるが、「努める」、「配慮する」、「すべき」のランク付けがきちんとされているのか確認したい。ランク付けをきちんと行い、一貫して記述すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本運用基準においては、留意すべき事項を訓示的に示す用語として、「努めること」、「配慮すること」の2つを用いておりますが、「努めること」については主体的に実施する事項について留意すべきこととして示し、また、「配慮すること」については発生するおそれのある影響や懸念事項について留意すべき旨を示しております、統一的に用いております。
			<p>1(4)エとして(アの前でも良いが)、「指定すべきものを適切に指定しなければならない」や「いやしくも指定に漏れがあつてはならない」といったようなことを明示的に記述するかどうか検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ、修正しました。
			<p>「留意」ではなく、義務付けとすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ、修正しました。
			<p>秘密保護法では、制度上(建前上)の指定者と実際上(実質上)の指定者が異なる。実質的に秘密指定をする者の前任者と後任者は行政組織内において先輩と後輩の関係になっていることが日常的にあり得る。後任者は前任者が行った違法な秘密指定を解除申請しにくい。このような秘密指定を確認したときには解除申請する義務を負うとすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● Ⅲの2の(1)で「行政機関の長は、定期的に、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する行政機関の職員に(中略)指定の要件を充足していないと認めたときには、速やかに指定を解除する」としています。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
2	指定手続	第3条第2項	特定秘密取扱者に限らず、一般職員も対象とすることを意識して記載しているが、具体的な内容を記載しないと職員が困るのではないか。	● 御指摘を踏まえ修正いたしました。
			先日来、情報の記録保存・破棄についての具体的な内容をご検討いただいているとのことであるが、保存期間終了以前の破棄が禁止されることによって恣意的な秘密指定が防止される効果も考慮し、保存期間を指定期間よりも長くすべき旨定めてはいかかが。	● 指定の有効期間については特定秘密保護法に基づいて、保存期間については公文書管理法に基づいてそれぞれ設定されることとなります。正本・原本以外の写しの文書や分析資料の基となった断片情報等、秘密保全及び公文書の管理の観点から、長期間保存する必要のない、あるいは長期間の管理が現実的に困難な文書も多いのが実状であり、一概に保存期間を指定の有効期間よりも長くすることは困難です。
			ご説明によれば、保存期間は公文書管理法に基づいて設定されるものであり、かつ、指定の有効期間中に廃棄がされる(保存期間が満了する)文書等も有り得るため、保存期間の設定方針について本運用基準において触れていないものと理解しているが、不要な廃棄等を避けるためにも、原則として保存期間を指定期間よりも長く設定すべきであることを示すとともに、指定の有効期間中に廃棄されることが考えられるものについて、例示をしておはいかかが。	● 行政文書の保存期間の設定については、行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日閣議決定)等によって具体的な基準が示されており、特定秘密が記録された文書についてもこれらの基準に従って管理することとなります。 ● 秘密保全及び公文書の管理の観点から長期間保存する必要のない、あるいは長期間の管理が現実的に困難な文書も多いのが実情であり、原則として保存期間を指定の有効期間よりも長くすることは困難であると考えます。 ● しかしながら、特定秘密が記録された行政文書を廃棄する際には、他の行政文書と同様に公文書管理法に基づき、原則として内閣総理大臣の承認を得る必要があることに加え、内閣府に新たに設置されるチェック機関によるチェックを受けることになるなど、不適切な廃棄が行われることがないように、多層的にチェックする体制を作ることとしております。
			(1)について 措置を「とる」となっているが、「講ずる」ではないか。	● 御指摘を踏まえ修正しました。
			2(2)の「要件充足性」との語は不適切である。「要件充足性」とは「指定の理由」のことではないか。 (4)の「当該条件を要件充足性の記述の中で明らかにする」という書き振りは、「当該条件を指定の理由の中に明示しておくこととする」とすべきではないか(その他の「要件充足性」についても「指定の理由」に修正すべきとの御指摘)。	● 御指摘を踏まえ修正しました。
			(2)について 「指定の条件を充足していると判断する理由」はどのような記述になるのか。類型的形式的だと、単なる記号になってしまう。指定解除の判断情報になることからすると、具体的に記述しておく必要がある。	● 指定の3要件、特に特段の秘匿の必要性について、当該情報が漏えいした場合にどのような安全保障上の支障が生ずるおそれがあるのかを明確に記述することとなります。
(4)について 「交渉の終了」とはどういうことか。「交渉」の単位をどう捉えるか。「終了」をどう捉えるか。実際に交渉をしている時間、数日間交渉するような場合はその期間、一定の課題について定期的・不定期的に交渉している場合はその期間など、捉え方によっては外交交渉には終了がないということにもなりかねない。長期間、交渉の存在や内容を国民に秘匿しておくことは好ましくない。相手国ではさつさと議会や国民に説明しているということが起こり得ないでもない。	● 外国の政府等との交渉は多様であることから、交渉の単位と終了時点をどのように捉えるかを一概に申し上げることは困難ですが、このような情報は、当該特定秘密ごとに、指定時に作成される要約又は指定の理由の中で明らかにされることとなると考えられます。			

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			行政機関の長は「指定の理由」において、指定の解除の条件を明らかにすることとなり、当該条件の設定はそれぞれの行政機関の長に委ねられている。「災害時の住民避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性のある場合」等、一定の条件については、必ず、行政機関の長が、解除の条件として「設定するものとする」というかたちにはいかか。	● 指定を解除すべき条件の有無やその内容は、当該情報に応じ個別具体的に判断する必要があるため、御指摘のようにすべての特定秘密については、必ず解除すべき条件を予め設定することは困難であることを御理解いただければ幸いです。一方、災害時の住民避難等の具体的例を挙げつつ、解除すべき情報につき指定の理由の中で明らかにするものとする旨行政機関の長に求める内容としております。
3	指定の有効期間の設定	第4条第1項	各行政機関の内規に取扱い基準を設けるように運用基準で規定していくことは考えていないのか。個別の特定秘密につき指定の都度その有効期間を考えるのか。	● 御指摘を踏まえを修正しました。
			本当に「最も短い期間」となっているかはどのような仕組みでチェックするのか。	● 一義的には各行政機関の長が責任を持ってチェックすることになりますが、内閣府独立公文書管理監(仮称)が特定秘密の指定等の検証・監察等を行う中で、御指摘の事項についてもチェックすることになります。
			今回、基本的考え方とともに期間の例について具体的に記載をいただいたとのことであるが、今後の運用基準案のご検討に応じて、別表記載事項及び細目ごとの基本的考え方及び期間の例について具体的に記載をしておきたいか。	● 事項の細目ごとに有効期間の設定の基準を記述することも検討しましたが、実際には、同じ事項の細目の中でも比較的短期間の有効期間を設定できるものもあれば、5年とすべきものもあると考えられることから、事項の細目ごとに基準を記述することは困難であり(仮に記述するとすれば、すべて「5年」となってしまう)、今回の素案の叩き台のような記述の方式をとることとしたものです。
			(1)について 当該情報の秘密指定期間として必要な最短の期間を設定することを義務付け、それ以上の延長が実際に必要になった場合には延長で対応する。「特定有害活動」「テロリズム」に個人情報が含まれている場合があるとすると、指定期間や指定の要件はどのように考えるのか。	● 通常は、当該個人情報に関するものである場合には、指定の有効期間の延長が重ねられ、長期間にわたって特定秘密として保護されることとなると考えられます。
4	関係行政機関の協力			
5	指定した特定秘密を適切に保護するための規定		危機管理についての具体的な手順等が運用基準に書かれていない。政令で危機管理の一部である緊急廃棄について書かれているが、だれがどのようにやるのか書かれていない。運用基準できちんと危機管理に関する措置を書くべき。	● 施行令第12条第1項第10号に規定する規程では、緊急の事態等に際して、特定秘密文書等の廃棄について規定することとしており、本規程において、具体的手順等を含む危機管理に関する措置を定めることとします。
Ⅲ 特定秘密の指定の解除等				
1	指定の有効期間の延長	第4条第2項から第4項		
(1)	指定時又は延長時に定めた有効期間が満了した場合	第4条第6項	高度の秘匿性は、時と深く関係している。重大な諸事情が重なって、一時的に例外的に高度の秘匿性を維持し、当該情報を知っている者だけの利用・判断に委ねるものであるから、高度の秘匿性を認めたとときと比べて、諸事情に変化が生じた時点になったら、高度の秘匿性を維持する必要がなくなったという判断(指定解除)が速やかに実行されるべきである。「時の経過」は指定解除にとって重要な要素である。 秘密指定期間が満了するときは自動的に解除することを原則とすることを明示しておくべきである。	● 法律上、指定の有効期間が満了したときに、これを延長しなければ、当該情報は自動的に特定秘密でなくなります。この際、指定の外形の除去等の講ずべき措置については、施行令及び本運用基準Ⅲ1(2)に規定することとしました。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>1(1)の「特段の秘匿の必要性が変化している」場合は、そもそも延長ではなく再指定することになるのではないか。ここでいう秘匿の必要性の変化というのは、事情の変化のことであり、延長は、秘匿の必要性が期間として延びた際に行うものだと理解している。指定の更新なのか、指定の延長なのか、新たな指定なのか整理が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ修正しました。 ● なお、特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化した場合に、新たな指定を行うこととすると、同一の情報であるにも関わらず解除・再指定を行うことにより、延長に内閣の承認を得るまでの期間である通算30年の積算をやり直すことが可能となってしまうこと、また、解除・再指定時の表示・表示の抹消等の事務が煩瑣になること等の理由から、当該情報に係る特段の秘匿の必要性が別の理由をもって認められるのであれば、当該特定秘密の指定の有効期間を延長することをもって対応することが望ましいと考えます。このような方式でも、有効期間を延長する際には、指定時と同様に行政機関の長が、指定の理由を点検し、当該特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化した旨を書面又は電磁的記録により明記することになります。
			<p>延長は、同じ事情が続いているから延長する場合、情勢が変わったから新たに指定しなければならない場合、今までの事情に更に必要性が高まった場合など、様々な場合がある。これらが「巡る状況が変化しているにもかかわらず」で全て含まれるのか。例えば、「変化している中、更に有効期間を延長するときは」などとすべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ修正しました。
			<p>1(1)アの「対象期間」とはどういう概念か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「5カ年計画」の「5カ年」等当該計画又は見積りの対象となる期間を意味します。
			<p>ア～オについてこれらの例示は、安易な延長を抑制するための目安であって、指定解除しなくてよい期間の目安とみるべきものではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 貴見のとおりであり、ここに掲げられた情報についても、指定の理由の点検の結果、指定の要件を充足していないと認めるときには、各行政機関の長が速やかに指定を解除することとなります。
			<p>1(1)のイ、ウ、エで、「活用」と「使用」が混在しているが、整理すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 用例を踏まえ、「手法又は能力」は「活用」するもの、「物」は「使用」するものと書き分けております。
			<p>1(1)のオで「当該交渉が終了したとき」と書き切っているのか。交渉が覆ったり、新たな交渉を仕掛けてきたといった場合はどうするのか。これらは、オにあるおそれが残っている状態といえるのではないか。情報公開法に関連規定があったと思うので調べて合わせた書き振りにしていただきたい。様々なケースを考えていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘のような場合には、慎重に指定の理由を点検した上で、有効期間の延長又は新たな指定をすることが可能であるため、原案を維持したいと考えております。
(2)	通じて30年を超えて延長する場合	第4条第4項	<p>この最後に「同項各号に掲げる事項に関する情報であることを基本とする。」とあるが、この「基本とする」という表現は、法第4条第4項第7号の書きぶりと比較しても緩すぎるように思われる。もう少し限定されるような表現に直して頂ければありがたい。</p> <p>(2)の「基本とする」という表現は、法第4条第4項各号に掲げる事項以外も認めるように聞こえ、指摘をいちばん受けるところではないか。状況によっては同項第1号から第6号に掲げる事項に関する情報と明記した上で、それ以外にこれに準ずるものは政令で定める旨規定した上で、「基本とする」という表現を使うというなら分かる。</p> <p>Ⅲ3(2)イにおいて「特に慎重に判断するものとする」と記載されていることから、Ⅲ1(2)においても「特に慎重に行うものとする」と記載した方が良いのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第4条第4項各号は、指定の有効期間が通じて60年を超える場合の規定であるため、指定の有効期間が通じて30年を超える場合はこれら以外にもあると言わざるを得ませんが、他方で、国会ではこれまで「30年を超える指定の延長についても、内閣の承認がなされる場合は、(法第4条第4項各号に掲げられた)7つの事項に関する情報である場合に限ることを基本とする」と答弁したため、このような表現とした経緯があります。このような経緯及び御指摘を踏まえ修正しました。 ● 御指摘を踏まえ修正しました。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
2	指定の解除	第4条第7項	一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を要件充足性の記述の中で明らかにするかたちをとることであるが、行政機関の長の判断による記述に任せるだけではなく、災害時に地域住民の避難に資する情報については秘密指定を解除すること等、解除すべき場合について一定程度具体的に運用基準においても明示すべきではないか。	● 御指摘の趣旨を踏まえⅡ2(4)の記述を追加しました。
(1)	指定の要件充足性の点検等		「平素から…点検させ」は抽象的な掛け声では無意味である。具体的な制度にして、平素から点検することを実行させ、実行しているか否かがわかるようにしておく必要がある。	● 御指摘の趣旨を踏まえた上、特定秘密指定管理簿の記載スペースの関係から、点検年月日を書面又は電磁的記録に別途記載又は記録することとしました。
			秘密指定の要件充足性の点検を平素より行う(Ⅲ2(1))とのことであるので、特定秘密管理簿において、点検実施時期及び結果を記載することとしてはいかがか。	
			「行政機関の職員」は、実質判断ができる者を指しているのか。	
(2)	解除の通知	第4条第4項	通知はだれ宛に行うのか。通知先では、秘密指定解除があったことを当該文書に表記するのかしないのか。	● 当該特定秘密の取扱いに従事する職員に通知し、当該特定秘密が記録等された文書等について、特定秘密の表示を抹消し、解除の表示を行うこととします。
			過去に従事していた者は、当該文書を持っていることはないはずだが、内容をある程度記憶している可能性はある。これらの者は異動や退職などにより、指定解除の事実を知らない。30年経過したような場合でも、これらの個人にも通知するのか。	● 通知をすることは困難と考えられますが、担当部局において問い合わせに答えられるようにするなど、特定秘密の取扱いの業務に従事していた者が、その取り扱っていた特定秘密の指定が解除されたか否かを確認することができるようにするものとしています。
3	指定が解除された特定秘密が記録された行政文書で保存期間が満了したものの取扱い	第4条第6項	特定秘密が記録された行政文書のうち、歴史資料として重要であるとはいえない場合について具体例を示してはいかがか。	● 御指摘の趣旨を踏まえて修正しました。
(1)	指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密			
(2)	指定の有効期間が通じて30年未満の特定秘密		イについて 長期間秘密指定していた情報であり、原則として「重要」と判断すべきではないか。	● 当該規定は、指定の有効期間の延長の上限は5年であるところ、指定の有効期間が通じて25年を超えると、指定の有効期間を後1回延長することで、当該有効期間が通じて30年を超え、国立公文書館等へ移管する対象となるものがあるため、国立公文書館等への移管を回避するために30年の直前で廃棄等するようなことが生じないよう訓示するとの趣旨から設けたものですが、これは御指摘の「原則として「重要」という趣旨を具体的に記述したものであると考えております。
IV 適性評価の実施				
1	適性評価の実施に当たっての基本的な考え方		1の「必要以上」との語は、数の問題であるため「過不足なく必要な者に範囲を限って」などと修正すべきである。	● 御指摘のとおり修正しました。
			「過不足なく」とするために、事前に概要を説明して、幾人必要になるかを詰めておく必要があるのではないか。	● 評価対象者の選定が、各行政機関において、過不足なく必要な者に範囲を限って行われるよう、周知をしまいたいと考えます。
			1の「組合活動」との語は正確でない。公務員であれば「職員団体」であろうし、企業体であれば「労働組合」であろう。	● 御指摘を踏まえ、「労働組合の活動」に修正しました。なお、本文は例示であるため、公務員の場合においても読み替えて解釈できるものと考えます。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			1で「人事評価のために適性評価の結果を利用等してはならない」としているが、調査対象者に渡す文書(告知書等)にも、人事評価で不利益になることはない旨きちんと記述すべきである。	● 御指摘を踏まえ、告知書(7「適性評価の実施に当たって取得する個人情報の取扱い」)に記載を追加しました。
			漏えい防止だけが問題なのではないから、漏えいだけに絞って考えるべきではない。情報の適正な管理という考え方に立てば、漏えい防止も含まれる。 情報の適正な管理のために必要なルールを設定し、そのルールを実行しているか否かに重点を置くべきである。ルールの遵守状況が不良であれば、1号乃至7号に問題がなくても、取扱をさせるべきではない。	● 御指摘のとおり、情報の適正な管理は重要と考えており、6(1)の評価の視点に、「情報を適正に管理することができるか」を追加しました。
			「必要以上に評価対象者を選定しない」とは、多くの候補者から少数者を選ぶという方法を採用すべきではないという意味か。適性のハードルをどれほど高くするかにかかっている。職場の限られた者の中から選ぶとなれば、ハードルを低くせざるを得なくなる。ハードルの高さ(低さ)は多くの対象者について当てはめることで相当程度客観化できるようになる。職員が少ない職場ではハードルが低くなり、職員が多い職場ではハードルが低くなるというはおかしい。結局、適正な管理を実行させることに支障があることが明らかな者やこれに近い者を排除するということになるのではないか。	● 趣旨を明確にするため、「過不足なく必要な者に範囲を限って行う」に修正しました。
			「適法な政治活動及び組合活動について調査することは厳に慎み、仮に調査の過程で調査事項に関係しない情報を取得した場合には、これを記録してはならない。」とあるが、これは本人のプライバシー保護が目的であるから、これを実効あるものにするには、本人の開示請求と訂正・抹消請求権が認められる必要がある。	● 適性評価で取得する情報についても、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用を受け、同法に基づいて、適性評価を実施した行政機関に対し、保有個人情報の開示請求を行うことが可能です。
			適合事業者の従業員の適性評価について、情報を取得する範囲や深さを広げたり、深入りしたりすることがないということが分かるよう、「1 適性評価の実施に当たっての基本的な考え方」に適合事業者の従業員の懸念に配慮することを記載した方がよいのではないか。 民間企業の従業員の場合は仕事をもらっている立場から、適性評価を受けることを断りづらい立場にある。抵抗できない相手に対して押しつけにならないような説明が必要であり、そのような配慮について記載を加えていただきたいと思う。	● 御指摘を踏まえ、1「適性評価の実施に当たっての基本的な考え方」に記載を追加しました。
2	実施体制		適性評価の手続でもたつくことは許されないのに、効率性を考えると補助的作業は企業を経由して行った方が良くもしいない。複数の実効性のある方法を用意した上で、適宜選択して実施することにすれば良いのではないか。なお、適合事業者が手続に関わる場合でも、評価の中身自体には関わらないということはしっかり確保する必要がある。	● 御指摘を踏まえ、(4)留意事項に記載を追加しました。
			実施体制の留意事項として、適合事業者へ通知されない情報を、「評価対象者の意に反するかどうかに関わらず」当該適合事業者の知るところとならないよう、記載すべき。	● 御指摘のとおり記載としました。
(1)	適性評価実施責任者	第12条第1項及び第15条第1項		
(2)	適性評価実施担当者			
(3)	関与の制限		当該行政機関以外の者が関与することがないこと、警察が他の省庁の職員や民間の従業員について調査することはないことを明記すべきである。	● 御指摘を踏まえ、12「適性評価の実施に関する関係行政機関の協力」に記載を追加しました。
3	評価対象者の選定	第12条		

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(1)	手続		3(1)のアの「適性評価が実施される必要があると認めるとき」は、評価対象者の絞り込みの話であり、エの「適性評価を実施する必要があると認めるとき」は、第12条各号の要件該当性についてふりかけるといふ話であろう。そのように書き分けるべきである。	● 御指摘を踏まえ、記載を整理しました。
			適合事業者において特定秘密を取り扱う職員の範囲を含めて、契約においてある程度明確に定める必要があるのではないか。	● 契約には、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者のみが特定秘密の取扱いの業務を行うことができる旨定めることとなるものと考えております。行政機関と適合事業者との間で定める契約の条項については、各行政機関に対してモデルを示すことも含め検討してまいりたいと考えます。
			評価対象者の選定に当たって、特定秘密管理者が適性評価実施責任者に提出する名簿等には、特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要があると認め者の氏名、生年月日、所属部署等以外にも評価対象者を適切に選定するために必要な事項を追加すべきではないか。	● 御指摘を踏まえ、名簿に記載すべき事項を追加しました。
(2)	留意事項		新卒採用の場合は原則として適性評価を行わないということで、アを削ったとの説明であるが、原則は採用前でも適性評価を行えるようにする方がよいのではないか。	● 御指摘を踏まえ、アの削除は維持するものの、3(1)ア、イの表現を修正しました(「職員について」→「職員として」)。
			本来は特定秘密の取扱いの業務を行う者は全員クリアランスが必要である。学卒者については、採用時に適性評価を行うことは、一種の思想調査や身辺調査のように見えてふさわしくない上、職員の場合と異なり、適性評価の結果によって採用されないという大きなリスクがあるので、学卒者の適性評価は採用前に行わないことにしているという趣旨が分かるように記載や説明をすべきである。	
4	適性評価の実施についての告知と同意	第12条第3項		
(1)	評価対象者に対する告知			
(2)	同意の手続		別添2-1では、同意対象が曖昧である。 (1)の①乃至⑦は抽象的過ぎる。 (2)「必要な範囲内」「私の知人その他の関係者」「公務所若しくは公私の団体」「必要な事項」の範囲が不明。	● 同意書において調査事項等について詳細な説明を行うことは困難ですが、御指摘を踏まえ、告知書に関連の記載を追加しました。
			別添2-2では、同意対象が曖昧である。 1の「私の知人その他の関係者」の具体的な範囲、「質問」事項が不明である。 2の「国及び地方の行政機関、信用情報機関、医療機関その他の公務所又は公私の団体」の具体的な範囲、「必要な事項」が不明である。 本人が適性評価実施者や自分の周囲の者に対して不信感を抱くことにならないか。	● 同意書において調査事項等について詳細な説明を行うことは困難ですが、御指摘を踏まえ、不信感を抱くことのないよう告知書に更に記載を追加しました。
			同意を得る前提として質問票の内容を見せることはしないのか。質問事項の内容がわからないまま同意をしなければならないのか。	● 評価対象者に対しては、告知書、同意書とともに質問票を交付する予定であり、同意する前に質問票の内容を確認することもできます。なお、質問票は運用基準の一部として公表されます。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			イについて 質問票、資料、同意書が同時に提出されることを差し支えないとしているが、質問票と資料をすぐに出せる場合に便宜上差し支えないという程度のものではないか。一括提出は同意書だけの提出に比べて時間がかかるので、行政機関の長は不同意の有無・人数の把握が遅くなる。	● 質問票や資料を同意書と同時に提出してもらうことが事務処理上効率的かと考えますが、場合によっては、別々に提出を受けることもできるものと考えます同意書の提出がなされない限り、調査は開始されず、また、調査は質問票に基づき行うものであることから、これらの到達を待って調査を開始することになります。
(3)	不同意の場合の措置		(3)不同意の場合と(4)同意の取下げのウの記載ぶりが違うのはなぜか。	● 不同意の場合の派遣労働者を雇用する事業主に対する通知の手続については、法第13条第3項によってすでに規定されておりますが、同意の取下げについては法律で規定されていないことから、書き分けを行っています。
(4)	同意の取下げ			
5	調査の実施	第12条第4項		
(1)	評価対象者による質問票の記載と提出		イについて ここでは、「必要な範囲内で資料の提出を求めることができる」とされているが、行政機関による個別の運用がずれないように、この資料につき、一定の例示をしたらよいと考える。確か、国会における大臣答弁でパスポートの写しの提出を挙げられていたように記憶している。	● 御指摘を踏まえ、「旅券の写し等資料の提出を求めることができる」と修正しました。
			質問票は、調査範囲と調査事項を画するものなのか、調査方法の1つ、調査のきっかけか。前者であれば、被調査者は自分について調査される範囲と程度が判断できるが、後者であれば、判断できない。(3)(4)では、「質問票に記載された事項等について疑問点が生じ、これを確認するなどの必要があるとき」とあり、「等」「など」とあるので、曖昧になっている。	● 質問票は、法第12条第2項各号の調査事項について質問を行うものでありますが、必ずしも調査すべき事項を網羅したものではありません。調査すべき範囲や程度は個々のケースにより異なるものであり、あらかじめこれを明らかにすることは困難ですが、調査は法に定められた調査事項の範囲内で行われることとなります。
(2)	上司等に対する質問等		5(2)の上司等への質問について、「職務の遂行についてよく知る者と認める者」とあるが、職務の遂行について知っておけば足りるのか。また、「知る者」、「認める者」とは何か。	● 御指摘を踏まえ、「職務の遂行状況等についてよく知ると認める者」に修正しました。
			アについて 別添6では、該当の有無について選択肢が「該当あり/該当なし」となっているが、どちらとも断定しない、「不知(知らない)」ということもあり得る。そのような選択肢を設けなくてよいのか。「対象者に確認してはならない。」となっているのは、対象者に確認することで却って誤った回答になってしまうおそれがあることを考慮したものであるが、誤解や思い込みで「該当あり/該当なし」の判断を誤っていることがあり得る。このような事態はどのように回避するのか。	● 御指摘を踏まえ、該当があると認める場合に、チェックをすることとしました。 ● なお、評価に当たっては、上司等からの調査票の回答のみをもって直ちに適性の判断を行うのではなく、評価対象者への面接、関係者に対する質問等から得られた情報を基に、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮して総合的に判断することになります。
			イについて 質問票と調査票では、「特定有害活動」「テロリズム」の説明内容が異なっているが、解釈ないし理解の仕方でも混乱を生じることはないか。	● 御指摘を踏まえ、質問票と調査票の表現を修正しました。
			ウについて 質問事項、回答を求める詳細さの限度を定めておく必要があるのではないか。詳細になればなるほどいいと考えると、必要以上の個人情報を収集してしまうことになる。回答する側もどの程度回答すればよいのか判断しにくい。	● 御指摘のような限度を定めることは困難と考えますが、質問は5(2)イにおいて「質問票や調査票に記載された事項について疑問点が生じ、これを確認するなど必要があるときは」に限られています。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			エについて 「評価対象者に明らかにしないことを求め」られたとしても、常に明らかにしないというわけには行かない。誤った内容の情報を提供された場合、問題の的確な処理が難しくなる可能性がある。本人に苦情申出権があることからしても、一定程度の内容説明は必要になるのではないか。	● 御指摘のとおり、入手した情報を評価対象者に示す場合も想定されることを踏まえ、その判断の参考とするために確認を行うこととする旨、記載を修正しました。
			エについて 「確認する」というのは単に手続的なもので、ここではそれを受けての対応方針は記載されていない。上司等は、職務上必要な事項を提供しなければならない、それを知られてもやむを得ないのではないか。現在の規定振りでは、確認を行うだけで、その後どのような対応を行うか明らかではない。この記載の可否を含め、検討するべきである。	● 御指摘を踏まえ、記載を修正しました。
			エについて 質問事項ごとに聴取対象者は基本的に決まっているのではないか。しかも、本人には個人情報開示請求権があるので、「関係者」は知られてしまうか推測されてしまうことは、ほぼ避けられないのではないか。	● 御指摘を踏まえ、記載を修正しました。 なお、質問事項ごとの聴取対象者は、御指摘のとおりある程度絞られることは想定されますが、必ずしも一律に決まるものではないと考えます。
(3)	人事管理情報等による確認			
(4)	評価対象者に対する面接等			
(5)	公務所又は公私の団体に対する照会		アについて 「行政機関以外への照会については」ということは、行政機関への照会では、補完的である必要もなく、必要最小限でなくてもよいということか。過剰に個人情報収集しないことを明らかにしてよいのであれば、「調査のための補完的な措置として、必要最小限となるようするものとする。」でよいのではないか。	● 民間企業等の負担に鑑み、確認的に記載したもののですが、より趣旨が明らかになるように記載を修正しました。
			ウについて 別添2-2では、照会先が「私の知人その他の関係者」「公務所又は公私の団体」と不特定になっており、質問事項も「必要な事項」と不特定になっていることからすると、照会先からすると、自分について本人の同意があるかどうか判断できない。質問事項についても不明であるし、どの程度回答してよいかも不明である。個別に補充調査が必要になったのなら、その時点で照会先と質問事項を明らかにして本人の同意を得るべきではないか。照会先から「回答義務があるのか」と質問された場合、どのように説明するのか。「回答義務がある」と答えた場合、照会先が「本人に確認して、本人の了解が得られる範囲で回答する」と言う可能性がある。さらには、「医師として回答しないことにしている」と言う可能性もある。しかし、医師としても患者の就労の機会を奪うようなことはしたくないと考えるであろうから、医師と患者(本人)の信頼関係を損なわないように配慮する必要がある。	● 別添2-2すべての事項を詳細に記入するのは困難ですが、どのような照会を行うかについては、告知書で説明しており、また、告知書は、運用基準に添付され公表されます。従って、照会先には必要に応じ、その旨を説明し、理解を求めることになるものと考えます。照会毎に個別に同意を得ることについては、多数の適性評価を行う事務処理上の問題があり、かつ、調査の具体的な手法を明らかにするおそれがあり、事後の適性評価に支障を及ぼすおそれがあることから、適当でないと考えます。 ● また、法第12条第4項に基づく照会は、法的には、それを受けた公務所等は、原則として報告すべき義務を負うと解されますが、罰則等により強制されるものではありません。行政機関としては、本人の同意を得ていることを説明することが重要と考えます。
(6)	留意事項		「適性評価実施担当者指定証」を携帯し、評価対象者、評価対象者の関係者、照会先の担当者等から求められたときは、これを提示するものとする。」とあるが、行政調査は、ほとんどの場合は証票を携帯して求めに依って提示する形となっており、それに合わせた記載であると思うが、風営法では、相手からの求めがなくても証票を提示する形になっている。証票を提示してくれと言いいにくいという話を聞いたこともあるので、調査に行った際には、相手の求めがあってもなくても提示するというように、風営法のような形にしたほうがよいのではないか。	● 御指摘を踏まえ、「適性評価実施担当者指定証」を携帯し、評価対象者、評価対象者の関係者、照会先の担当者等に対し、これを提示するものとする。」と修正しました。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			(6)イに(2)から(5)の順序を入れ替えて実施してもよい旨記載されているが、(2)から(5)まで全てをしなければならないという誤解を生まないか。	● 御指摘を踏まえ、記載を修正しました。
			イについて 「必要に応じ」の意味が不明。実行する側の一方的都合を優先するように読める。 質問票の記載の正確性を確認することが目的であれば、(4)が第一順位になるのが原則ではないか。それから本人の周辺の人になり、さらに外部へと広がることになるのではないか。本人の補充説明の内容を確認するために、関係する第三者に照会し、その結果を再び本人に確認するということが起こり得るのではないか。そうだとすれば、イの説明の仕方は、本人に対する質問を基本的に第一順位として、それ以外の者への質問や照会は、必要最小限になるようにする、というものの方がよいのではないか。	● 御指摘を踏まえ、記載を修正しました。
			ウについて それまで収集した個人情報の扱いはどうなるか。必要なくなったものとして全部を廃棄・抹消するのか、一部を残すのか、その場合その理由と期間はどうか。	● 御指摘を踏まえ、10(2)に、適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合の情報の保存期間を3年とする旨記載しました。 適性評価が中止となった場合でも、評価対象者から適性評価についての苦情の申出がなされる場合等に適切に対応するため、一定期間情報を保存しておく必要があると考えています。
6	評価	第12条2項		
	(1) 評価の基本的な考え方		6(1)のイの「情報を漏らすよう働き掛けを受けるおそれが高いか」だけで良いか。特定秘密を取り扱うことが想定される行政機関の職員には、一般的に働き掛けを受けるおそれがあり得る。それによって漏らすおそれがあるか、弱みを持っているかが重要であり、それを記述するかどうかである。論理的には抜けている。続けて「又はそれを受けような形での弱点等はないか」といったようなことを記述することを検討すべきである。	● 御指摘を踏まえ、「情報を漏らすよう働き掛けを受けた場合に、これに応じるおそれが高い状態にあるか」に修正しました。
			(1)について、本法では漏えいを問題にしているためにこのような書きぶりになってしまうのかもしれないが、管理の仕方の問題がある人は漏えいのおそれがなくても、情報の適正な管理の観点からチェックされるべきである。ア、イがだめというわけではないが、情報の適正な管理は重要な項目と考える。書きぶり及びその順番を検討して欲しい。	● 御指摘を踏まえ、ウに「情報を適正に管理することができるか」を追加しました。なお、一部に重複があったとしても、視点を具体的に多く示すことによって、行政機関間の判断のばらつきが少なくなるものと考えます。
			ウ、オ、カだけで足りるのではないか。 ア、イの漏えいは適正管理の問題の一部である。漏えい問題だけに関心を集中すべきではない。 ア、イはウの規範の中に組み込めばよいのではないか。 エはウに収斂できるのではないか。	
	(2) 評価の際に考慮する要素		基本は、現在の管理ルールを遵守してくれるか否かである。過去の失敗・逸脱は、現在に悪影響を及ぼしていることがうかがわれぬ限り、重視すべきではない。失敗や逸脱が過去にあっても、それらがプラスに転化されていれば、マイナスに評価すべきではない。	● 御指摘のとおり、過去の行為等について考慮するに当たっては、単に事実があったことのみを考慮するのではなく、その性質や背景、時期、そうした行為等が再び生ずる可能性等を踏まえ行うべきものと考えており、その趣旨から、(2)「評価の際に考慮する要素」を設けております。
			過去の情報の取扱いに係る非違に関する事項について評価するに当たっては、評価対象者の行為だけではなく、当時の職場全体の情報の管理体制も考慮した方がよい。	● 情報の取扱いに係る非違がある場合、情報の管理体制についても調査し、「イ 対象行動等の背景及び理由」として考慮することとなるものと考えます。
7	結果等の通知	第13条		

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(1)	評価対象者への結果及び理由の通知		エについて 提供者を明らかに出来ない情報について誤情報が含まれている場合、どのように対応するか。本人から異論が出る可能性がある。	● 評価に当たっては、関係者への質問等から得られた回答のみをもって、直ちに適性の判断を行うのではなく、評価対象者への面接も含め、調査により得られた情報を基に、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮して総合的に判断します。なお、仮に誤情報によって評価が行われたと評価対象者が判断した場合には、苦情の申出がなされるものと考えられ、当該苦情の申出の処理の中で、事実誤認がなかったかどうかの確認も行われるものと考えております。
(2)	適合事業者への結果の通知			
8	苦情の申出とその処理	第14条	評価対象者ではない者を示す際、「評価対象者以外」ではなく「評価対象者以外の者」と記載すべき。	● 御指摘のとおり記載しました。
(1)	苦情の処理のための体制		8の「適性評価の苦情」は「適性評価に関する苦情」などとすべきではないか。	● 御指摘のとおり修正しました。
(2)	苦情の申出		法14条1項の規定の仕方では、苦情申出できる事項が曖昧。何についてできるかを明示しておくべきではないか。 評価対象者以外の者からの苦情もあり得るが、どこで対応するか。調査の実施方法などに問題がある場合、指摘してもらった方がその後の改善に役立てることができる。	● 御指摘を踏まえ、(5)に記載を追加しました。
(3)	苦情の処理の手続			
(4)	苦情処理結果の通知			
9	適性評価実施後の措置			
(1)	行政機関の職員が法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置		アについて 「認めた場合には」は、「認めた場合には、速やかに」とすべきではないか。	● 御指摘のとおり修正しました。
			9(1)のアは、主語が二重に見えるので「上司等は、(略)認めた場合には」と修正すべきである。	● 御指摘のとおり修正しました。
	※(2)適合事業者の…場合の措置についても同じ		ア・(ア)について 「外国との関係に大きな変化があったこと」とは、どのような場合を指すのか。	● 例えば、外国人から多額の経済的な援助を受けた場合などが考えられます。
	※(2)適合事業者の…場合の措置についても同じ		ア・(イ)について 「犯罪を犯して」は、実際に犯罪を犯している場合を指しているように読める。犯罪の成立やアリバイを争って否認している事件は含まないと解釈してよいか。「犯罪」は、軽犯罪法違反など軽微なものもすべてを指すのか。	● 検挙された場合には報告することになるものと考えます。また、軽犯罪法違反も含め、犯罪は全て対象となります。 ● なお、これらの事項について報告を受けた上で、法第12条第1項第3号に規定する事項に該当するか否かを判断することになります。
			9(1)のア(イ)の「犯罪を犯し」は「罪を犯し」で、(ウ)の「行為を行った」は「行為をした」と修正すべきである。	● 御指摘のとおり修正しました。
	※(2)適合事業者の…場合の措置についても同じ		ア・(イ)について 「検挙された」とはどのような意味か。在宅事件も含むか、送検されずに済んだ事件も含むか。送検するか否かも捜査の初期段階では定かではない。	● ここでいう「検挙された」場合とは、書類送致された場合を含め、検察官に送致された場合となります。したがって、不送致の場合は含まれません。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
	※(2)適合事業者の…場合の措置についても同じ		ア・ウ)について 地方公務員法、国家公務員法に規定する「懲戒」に該当しない行為は対象外という理解でよいか。「懲戒処分の対象となる行為を行ったこと」とは、懲戒処分を未だ受けていない段階でも報告事項になるということか。懲戒処分の対象となる行為ではないと争っている場合はどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公務員法、国家公務員法に規定する「懲戒」に該当しない行為は対象外です。 ● 「懲戒処分の対象となる行為を行ったこと」とは、懲戒処分を未だ受けていない段階でも報告事項になります。 ● また、懲戒処分の対象となる行為ではないと争っている場合についても、報告事項になります。 ● なお、これらの事項について報告を受けた上で、法第12条第1項第3号に規定する事項に該当するか否か判断することになります。
	※(2)適合事業者の…場合の措置についても同じ		(オ)について 「不適切な取扱い」とはどのような行為か。	<ul style="list-style-type: none"> ● 処方された薬物をその用量を著しく超えて服用する場合は考えられます。
	※(2)適合事業者の…場合の措置についても同じ		イ)について 「該当すると認めるとき」は、かなり確実な事実として認定判断できた時点ということか。そのために、当該職員を再度、取扱者にするために改めて適性評価をしなければならなくなるのか。危惧されるときには早めに対応(担当から一時的に外す)した方がよいのではないか。そして特に問題がなく、改めて適性評価を行わなくてもよいようであれば、改めて行わずに取扱業務に戻してよいのではないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 適合事業者の従業者について、引き続き特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があると認める場合には、適合事業者に通知することとなります。通知を受けた適合事業者は、当該従業者が特定秘密の取扱いの業務を行わうことのないよう必要な措置をとることとされており、その場合、当該従業者に特定秘密の取扱いの業務を行わせるには改めて適性評価を実施する必要があります。 ● なお、適合事業者から報告された事情について、法第12条第1項第3号に規定する事情に該当しないと認められる場合には、当該従業者は、引き続き特定秘密の取扱いの業務を行うことができ、改めて適性評価を受ける必要はありません。
(2)	適合事業者の従業者が法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置		本運用基準において、民間企業と契約する際のひな形を定めないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用基準において、民間企業と契約する際のひな形は定めることは考えておりませんが、何らかの形で関係省庁に対して示すことは今後検討してまいりたいと考えております。
			ア(ア)について 「認めた場合には」は、「認めた場合には、速やかに」とすべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘のとおり修正しました。
			ア(イ) 「必要な措置」は具体的にどのようなことか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働者派遣契約において必要な事項を規定することとなります。
10	適性評価に関する個人情報等の管理	第16条		
(1)	適性評価記録簿の作成		適性評価を行わなかった者の個人情報を保有している必要があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 適性評価が中止となった場合等であっても、評価対象者から適性評価についての苦情の申出がなされる場合等に適切に対応するため、一定期間情報を保存しておく必要があると考えております。一方で、その保存期間を一律に10年とする必要はないものと考えられることから、御指摘を踏まえ、不同意及び同意の取下げの場合には、保存期間を3年に修正しました。 ● また、適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者についても、次の適性評価の際に調査結果を参考とすることは十分に想定されるところであり、漏らすおそれがないと認められた者と同様に保存する必要があるものと考えます。
			適性評価を途中で中止した者や、適性評価の結果、「不適性」の評価を受けた者の個人情報を保有している必要があるのか。	
(2)	個人情報等の管理		不同意や同意の取下げの文書も10年保存するのか。適性評価記録簿と同様10年も必要であるかは疑問。むしろ不必要な保管となるおそれがあるのではないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ、不同意及び同意の取下げの場合には、保存期間を3年に修正しました。
(3)	適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限			

番号	事項	条文	コメント	反映状況
11	研修		ここで規定されているのは、適性評価実施担当者に対する研修に限定されており、特定秘密の取扱者に対する研修が規定されていない。何らかの規定を置くべきであると考える。	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘の点については、特定秘密の保護に関する法律施行令(仮称)(素案の叩き台)第13条第1項第3号において、秘密を適切に保護するために、行政機関の長は、「職員に対する特定秘密の保護に関する教育」の実施に関する規程を定め、当該規定に従って職員に対する教育を実施すべき旨規定することを検討しております。(なお、同項目は、施行令(仮称)(素案の叩き台)第14条第1項柱書及び第16条第1項柱書において、警察庁長官から都道府県警察への指示事項及び適当事業者との契約に定めるべき事項としても規定することを検討しております。)
			定期、不定期を定めておくべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ、記載を修正しました。
12	適性評価の実施に関する関係行政機関の協力		協力の具体的内容として、他の省庁の職員や契約先従業員の適性評価を行うことが含まれないことを明記すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ、記載を修正しました。
13	警察本部長による適性評価	第15条		
14	特定秘密保護法の公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの特定秘密の取扱いに関する経過措置	附則第2条		
その他			調査票、照会書その他調査対象者及び照会先が記入を求められる各種様式上においては、記入内容に基づいて調査対象者が不利益取り扱いを受けることは無い旨、及び、(照会書においては)照会先に対し回答は強制されない旨を明記されてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 質問票や照会書等には詳細な説明を記載することは紙面の制約もあり、困難ですが、御指摘のように、調査によって得た情報がどのように取り扱われることとなるのか明記することが重要であることから運用基準ではIV1において「人事評価又はその他の能力の実証を行うものではなく、人事評価のために適性評価の結果を利用等してはならない。」旨明記し、また、IV10(4)で適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限について記載しています。また、今回新たに、告知書の7において、人事評価のために適性評価の結果を用いることはないことを明記しました。 ● 御指摘のとおり照会書は、罰則等により回答が強制されるものではありませんが、法的には、照会を受けた公務所等は原則として報告すべき義務を負うものと解しています。御指摘のように回答は強制されない旨を照会書に記載するよりも、照会先が回答の判断を行うためには、評価対象者の同意があることをお示しすることが重要であると考え、照会等についての同意書を照会先に提出等できる旨運用基準に明記しました。
			別添1(2.注1)について「その他の活動(例えば、日本人の拉致等の活動があります。)」とあるが、これでは、「その他の活動」として「日本人の拉致等の活動」しか具体的な共通認識にしかないのではないか。具体的な共通認識にならない「その他の活動」を、各自が判断して回答することになるということか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ、告知書及び質問票に「日本人の拉致等の活動」以外の例示を追加しました。
			別添1(2.注1)について「その他の活動」に具体例が挙げられているが、問われる側の共通認識としてはこの具体例しかないことになるが、それ以外は各自の推測に委ねるといふことでのよいのか。「その他の活動」が無限定だと、調査が無限定に広がってしまうおそれがあるのではないか。	

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>別添1(3.)について 「あなたの上司や同僚」はほぼ具体的に特定できるが、「等」「その他の関係者」は特定できない。「公務所や公私の団体」も特定していない。「例えば、医療機関、信用情報機関があります。」という具体例の説明があるが、これらにしても個別の特定性を欠いている。これ以外は不明であるし、「必要な事項」「必要な情報」も無限定である。「適性評価の実施についての同意書」(別添2-1)、「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」(別添2-2)にも同様の問題がある。「同意」を条件にする以上は、本人にとって、どこのだれからどのような話を聞こうとしているのかがおおよそ了解できている必要がある。個別の調査が必要な「等」「その他の関係者」「公務所や公私の団体」は、各適性評価対象者ごとに異なるはずであり、かつ、基礎調査をしないと個別の調査が必要か否かだれに対するどのような調査が必要かが判明しない。したがって、有効な同意を得るには、概括的な同意のほか、第二段階として、個別具体的な同意を得る手続にすべきである。そうすることで、当初は同意していた者が第二段階で同意しないという事態が起こり得るが、同意に関連するトラブルは起こりにくくなる。</p>	<p>● 質問や照会は様々な場合が想定されるため、すべての事項を記載することは困難ですが、6月11日日付けの回答でお答えしたとおり、告知書に記載を追加しています。一方、照会毎に個別に同意を得ることについては、多数の適性評価を行う事務処理上の問題があり、かつ、調査の具体的な手法を明らかにするおそれがあり、事後の適性評価に支障を及ぼすおそれがあることから、適当でないと考えます。</p>
			<p>別添1(6.)について 苦情は制度改善のきっかけになる情報であるから、苦情を出しやすい環境にしておく必要がある。その点から、苦情申出をしたことで不利益な取扱いを受けることはない、と明記しておくことは意味がある。問題は実際に不利益取扱い事案が生じた場合には、どこでどのように対応するか。ここがカバーされないと、「不利益な取扱いをしてはならない」と書いたところで無意味である。</p>	<p>● 仮に、苦情の申出をしたことを理由として不利益な取扱いがなされた場合には、特定秘密保護法に基づく苦情申出制度とは別に、国家公務員法等により対応されることとなります。</p>
			<p>別添1(7.)について 「同意書を提出した後から適性評価の結果を通知されるまでの間」⇒「同意書を提出した後であっても、適性評価の結果を通知されるまでの間は」の方がわかりやすいのではないか。</p>	<p>● 御指摘を踏まえ、修正しました。</p>
			<p>別添2-2について 同意対象が概括的過ぎ、署名者が同意対象を明確に認識することができない。白紙委任的になってしまっており、個人情報保護のための同意としては有効ではないのではないか。</p>	<p>● 御指摘を踏まえ、別添2-2についても、告知事項を追加しました。なお、評価対象者は告知書によってどのようなことが調査されるかなどについて告知を受けた上で同意を行うこととなることから、白紙委任的な同意になることはないものと考えます。</p>
			<p>別添5(3.)について 表題が「との関係」となっているが、「との関係」ではないか。</p>	<p>● 御指摘のとおり修正します。</p>
			<p>別添5(3.)について 定義の説明中に、「支援」という言葉があるが、条文では、「との関係に関する事項」に含まれるという解釈か。「支援」の概念は曖昧かつ極めて広範である。無限定に広がるおそれがある。それは調査範囲が広範になる可能性を意味する。明確な限定が必要ではないか。</p>	<p>● 御指摘を踏まえ、質問票の関係する質問文において、支援について例示を記載しました。</p>
			<p>別添5(3.)について (1)aの質問では、冒頭から、「外国の利益を」で始まっている。これは特定有害活動の定義の一部であって、テロリズムの定義にはない文言であるから、「上記定義の3つの○のうちのいずれかの活動であって」という限定を付する必要があるのではないか。</p>	<p>● (1)aの質問は特定有害活動に関するものであり、テロリズムについては、次頁の(2)において質問することとしています。</p>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			別添5(3.)について (2)aの質問事項では、「重要な施設その他の物を破壊する」と書いてないが、定義と同じであるならば、これも書き加えるべきである。その場合、「重要な施設その他の物」の具体的内容が回答者全員に共通の認識にならないことが予想される。この点はどのようにして共通化するのか。	● 御指摘を踏まえ、質問事項に「重要な施設その他の物を」を追加するとともに、必要な例示を行いました。
			別添5(3.)について (4)の質問事項に、「その他の援助」とあり、無限定になっている。「これらに類する」「これらと同等程度の」などの限定を加える必要があるのではないか。	● 御指摘を踏まえ、修正しました。
			別添5(4.)について (1)犯罪 「過去」は、10年、20年などの限定を付さないのか。すべて遡って確認する必要があるか。 「有罪の判決」は略式罰金も含むのか。 「受けた」は確定判決という理解でよいか。 少年事件の場合、逆送・起訴事件は本項目に含まれるという理解でよいか。	● 特に限定することは考えていません。過去に犯した罪についてすべて調査の対象となりますが、これを評価するに当たっては、その重大性や背景、時期、再発の可能性等を考慮することとなります。 ● 略式罰金も含まれます。 ● 確定判決でなくても、有罪の判決を受けた場合には含まれます。 ● 含まれます。
			別添5(4.)について (2)職務上の懲戒処分 公務員の場合、法律上の懲戒処分に限るという理解でよいか。	● そのとおりです。
			別添5(5.)について 質問文では、漏えいに関する非違のみを問題にしているように読めるが、情報の取扱いに係る非違は漏えいに限らないし、漏えい防止のためにも漏えいだけに着目すべきではない。	● 質問文は、漏えいだけを問題にしているものではありません。質問文では、使用してはならない記録媒体への保存や、必要な手続を経ない複写を例示しており、情報の適正な管理についても着目しています。
			別添5(6.)について 有罪判決を受けていない、捜査機関に発覚していない薬物使用に関する事実の記述を求めている。事案によっては刑事告発することになる。	● 御指摘のとおり、法令に従い必要な対応を行うべき場合があると考えます
			別添5(6.)について 「確認を要するなど」とあるが、「など」は必要か。確認するためだけでよいのではないか。	● 御指摘を踏まえ、「記載内容について確認する必要がある場合には」と修正しました。
			別添6について 依頼文には、「あなたが把握している事実に基づき、あなたの所見をありのままに記載してください。」とある一方で、回答表には、「該当の有無(いずれかに○印をつけてください。)」として、「該当あり/該当なし」の二択になっている。しかし、回答者にとって不明、あるいは曖昧な事項もあり得る。選択肢として「不明」も必要ではないか。	● 御指摘を踏まえ、該当する場合のみチェックするように修正しています。
			別添6(調査票) 「個別具体的な事情を十分に考慮した上で」は、過剰に個人情報収集する意味に受け止められないようにする必要がある。	● 御指摘を踏まえ、適性評価のための調査は、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる事項について、必要な範囲内において行いう旨を明示しました。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			別添10について 特定秘密の保護は漏えい防止だけではないのであるから、誓約すべきは、「漏らさないこと」ではなく、「関係規定を遵守し、特定秘密の保護に努めること」ではないか。	● 別添10では、本文部分で、「法令及び関係規程を遵守し、特定秘密の保護に努め」、これを漏らさないことを誓約しますと明記していますが、確認事項の(1)について、上記事項との重複がみられることから、趣旨を明確にするため記載を整理し、「特定秘密を漏らしたときには、故意・過失を問わず罰せられることがあること」に修正しました。
			別添10「特定秘密の保護に関する誓約書」(76頁)の(3)では運用基準IV9(1)アが引用されているのに対して、同78頁では法第12条第1項第3号が引用されている。 どちらかに統一するべきである。	● 運用基準IV9(1)アは、本人が特定秘密管理者に申出する事情を、法第12条第1項第3号は、適性評価を実施する事情について規定しており、両者は異なります。しかし、御指摘を踏まえ、その旨が明確となるよう別紙の記載を整理しました。
V 特定秘密の指定・解除等及び適性評価の実施の適正を確保するための措置				
1	内閣総理大臣による指揮監督	第18条第4項		
2	特定秘密の指定等及び特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	附則第9条	独立公文書管理監(仮称)が是正を求めたが、行政機関の長が期待された措置を行わなかった場合、公表することも抑止力になるのではないか。	● 御指摘のような場合については、5(1)オにより公表することを予定しています。
(1)	特定秘密の指定等の検証・監察・是正	附則第9条	2(1)では、まず独立公文書管理監(仮称)の権限を総論的に書き、その権限に資するために、行政機関の長が〇〇の情報を提供するという手続面を記述すべきである。	● 御指摘を踏まえ、「1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力」に内閣府の任務を定め、「3(1) 内閣府独立公文書管理監(仮称)による検証・監察・是正」に内閣府独立公文書管理監(仮称)の事務を定め、「3(2) 行政機関の長による特定秘密指定管理簿の提出等」に行政機関の側からの手続的な規定を定めることとしました。
			アについて 特定秘密管理簿の記載事項には、件数のほか、1件ごとのページ数も記載する。1件でも多数ページある場合もあれば、逆に、件数は多くても、1件ごとのページ数は少ないこともある。指定秘密の量の多寡がわかるようにしておく必要がある。	● 頁数は必ずしも特定秘密の情報量を適切に表すものではない一方で、特定行政文書等を作成等するたびに随時増減するものでもあることから、頁数を特定秘密指定管理簿に記載しておくこととするのは困難です。
			イについて 「不適切な事案」とは具体的にどういふことか。	● 「不適切な事案」とは、具体的には、特定秘密の指定等が法令や運用基準に従って行われていないことを意味しておりますが、他の部分の記述との平仄を合わせる観点からも、「特定秘密保護法等に従って行われていないと行政機関の長が認めた場合」と修正することとしました。
			内閣府独立公文書管理監への速やかな報告は重要であるが、「不適切な事案が発生した(おそれがある)」状況下の行政機関の長は、より具体的には、現場の取扱者はどのような対応をとることになるのか。現場で直ちに対応すべき問題と、行政機関の長の判断で対応すべき問題と、さらに、内閣府独立公文書管理監に報告してから対応すべき問題は、どのように区別して考えればよいのか。	● 当該事案を認知した職員は、特定秘密管理者を始めとする特定秘密の保護の業務の管理の任にある職員に通報すること等の対応をすることとなります。 ● 当該事案を認知した行政機関の長は、特定秘密の指定の解除等適切な措置を講じた上で、速やかに独立公文書管理監に報告することとなります。
			「不適切な事案が発生した」との表現は適切ではないのではないか。	● 御指摘を踏まえ、「不適切な事案があると行政機関の長が認めた場合」と修正しました。
			2(1)のイの「発生したおそれ」は、「発生したとの情報があった場合」などとすべきではないか。	● 御指摘を踏まえ、「不適切な事案があると行政機関の長が認めた場合」と修正しました。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			2(1)のオの取り扱う職員の制限は、第10条第1項の提供の規定にかかわらず、検証・監察を行う組織にとって当然すべき原則なので、提供の規定に続けて書くのはおかしい。別に項目を起こすべきである。	● 御指摘を踏まえ、「6(1) その他の遵守すべき事項」に必要な措置について定めることとしました。
			カについて エによる求めに応じない場合であっても、指定秘密を抽象化して指定秘密ではない状態のものを提出させるとか、時期(タイミング)の問題があるのであれば、問題のある時期を経過した時点で提出・説明を求めるとすることも可能ではないか。その限度でも提出・説明させる意味があるのであれば、という条件つきだが。	● 特定秘密の保護と特定秘密である情報を含む資料の提出の必要性とのバランスを衡量し、御指摘のような提出・説明の方法もあり得ると考えております。
(2)	特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	附則第9条		
3	特定秘密の指定等及び特定行政文書ファイル等の管理等の適正に関する通報		通報の処理に係る記録の適切な保存期間は、一律のものを定めるのか、案件により異なるのか。	● 統一的な期間の設定については、その必要性を含め、今後検討してまいります。
			公益通報について、先般、厚生労働省の内部告発が、通報者が既に退職した者であったために要件に該当しないと判断したケースがあった。確かに要件には当てはまらないが、法の目的に鑑みると、もう少し解釈の仕方があったのではないかと思っている。この点、本法上の通報制度は既に退職した者による通報も認められるのか。	● 御指摘を踏まえ、「特定秘密の取扱いの業務を行う者」を「特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者」と修正しました。
(1)	通報の処理の枠組み			
(2)	通報の処理		原則は担当している機関への通報であることとした理由について、指定に関する内容に精通しているので迅速な対応が可能で、かつ、漏えい防止も容易に可能な立場であるので、当該行政機関を飛ばして通報することは、対応の迅速性等に疑義が生じるからであるという説明を逐条解説等に記載したほうがよいと考える。	● 御指摘を踏まえ、適切に説明してまいります。
			「要約して通報」の「要約」とは、施行令第4条第3号に定める内容なのか。そうであれば、その旨が即座には分からないので、ここでいう「要約」が同号に該当するものであることを運用基準に明記してはどうか。	● 通報の内容は、特定秘密指定管理簿に記載されている「概要」に限定されるものではない(「概要」通りのものでなくとも良い)と考えております。なお、施行令第4条第3号では、書き振りを変更し、「要約」という用語は使わないこととなりましたが、通報を行うに当たって特定秘密を漏らしてはならないことの重要性に鑑み、修正したⅡ3(5)(特定秘密指定管理簿の記載事項)において「特定秘密として取り扱うことを要しないよう要約したもの」と記載したことを踏まえ、ここでも「特定秘密として取り扱うことを要しないよう要約して通報するなど」との例示を示すこととしたいと考えております。
			「特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、…、通報をすることができる」の「特定秘密保護法等」については、運用基準及び政令も含まれる旨を明記すべき。	● 「特定秘密保護法等」については、3(1)アに「特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準ⅠからⅢまで」と定義しております。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>V2においては「不適切な事案」がある場合とあり、V3では「管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと史料するとき」又は「管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるとき」とある。同じ事をいうのなら平仄を合わせるべき。また、法律の趣旨やこの基準に反している場合、不適切・不当な場合を含むのであれば、これらをしっかりと記載すべきである。</p>	<p>● 御指摘を踏まえ、V3(2)ア(ウ)においては「…管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと行政機関の長が認めた場合」と修正しました。</p>
			<p>ア・[通報]について 通報の内容は常に適切とは限らない。適切なこともあれば、そうでないこともある。したがって、通報内容が常に正しいという価値判断で臨むことはできない。適切でない場合(通報者の誤解や思い込みなど)もあるとした上で、通報制度の運用の適正を確保する必要がある。</p>	<p>● 御指摘の点について認識しつつ、実効的な通報制度となるよう運用していきたいと考えております。</p>
			<p>ア・[通報の意義]について 通報の根底には、上司や組織に対する不信がある。上司や組織にとっては、通報者は通常業務のやり方に水を差し、邪魔をする組織の裏切り者である。裏切り者探し、裏切り者の追い詰めに、組織は熱心である。他方、内部の実情を知る者による通報は、違法指定やルーズな管理が放置、蔓延、固定化することを抑制する上で最も効果的である。違法指定等の抑制、回避は当該組織にとっても有益である。そうだとすると、通報しやすくすること自体を意義あるものと位置づけ、そのための条件を確保すべきである。</p>	<p>● 取扱業務者等は、特定秘密の指定等が特定秘密保護法等に従って行われていないと史料するときは、行政機関等の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができることとしており、通報に当たって厳格な要件を求めているものではないこと、通報者の保護等につき定めていることから、十分に通報しやすい制度になっているものと考えております。</p> <p>● また、御指摘を踏まえ、「通報すれば不利益な取扱を受けると信ずるに足る相当の理由がある場合」、「通報すれば当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがある」と信ずるに足る相当の理由がある場合、「個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足る相当の理由がある場合」には、行政機関の窓口への通報を経ずに、内閣府独立公文書管理監(仮称)に直接通報することができることとしました。</p>
			<p>ア・[通報先]について 通報先が「当該特定秘密の指定等又は当該特定行政文書ファイル等の管理に係る行政機関の窓口」となっている。これは当該行政機関内に通報窓口を設置するという意味に読める。そうだとすると、窓口担当者を通じて、当該行政機関内の者に通報者がだれであるかを知られてしまうおそれがあるのではないか。内閣府独立公文書管理監に対する通報という制度もあるが、この通報は、当該行政機関の窓口への通報が前置になっているから、事後審的位置づけであり、当該行政機関の窓口に通報できない(しない)者は、内閣府独立公文書管理監に対する通報をすることができない。</p>	<p>● 貴見のとおり、各行政機関内に通報窓口を設置することとしております。</p> <p>● 4(3)において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報の処理に関与した職員は、通報者を特定させることとなる情報その他の通報に関する秘密を漏らしてはならないこと ・ 正当な理由なく、通報に関する秘密を漏らした職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする <p>を定めており、通報者の情報が組織内で共有されるような事態が起こらないよう必要な定めを置いております。</p> <p>● 行政機関の窓口への通報が前置になっていることについては、御指摘を踏まえ、「通報すれば不利益な取扱を受けると信ずるに足る相当の理由がある場合」、「通報すれば当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがある」と信ずるに足る相当の理由がある場合、「個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足る相当の理由がある場合」には、行政機関の窓口への通報を経ずに、内閣府独立公文書管理監(仮称)に直接通報することができることとしました。</p>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>ア・[通報の仕方と漏えい]について 通報の仕方について、「特定秘密である情報を特定秘密として取り扱うことを要しないように要約して通報するなどし、特定秘密を漏らしてはならない。」とあるのは、通報のためとは言えこれを端緒として指定秘密が拡散することのないようにするために(後日、違法秘密として指定解除になる場合があるにしても)、合理的である。しかし、反面、要約が不十分だと漏えいとして処罰されることがあるということになる。要約が十分か不十分かは事実ごとに曖昧であるから、処罰を厳格に実行しようとすると、内部通報を禁止したのと実質的には同じになってしまう。 また、このような通報の仕方であれば、通報先として国会の情報監視審査会があってもよいのではないか。この選択肢を設けることで、行政機関内の通報窓口に不信を抱いている者でも通報しやすくなる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密は、「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」であり、通報の形であっても、特定秘密そのものを漏えいすることになれば、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることから、通報の形であっても特定秘密を漏えいした者を免責することは適当でないと考えております。 ● 国会に設置される情報監視審査会と内部通報との関係については、国会において御議論されるものと考えております。
			<p>ア(ウ)について 「遅滞なく」は、「速やかに」ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「国の行政機関の通報処理ガイドライン(内部の職員等からの通報)」(平成17年7月19日関係省庁申合せ)及び「国の行政機関の通報処理ガイドライン(外部の労働者からの通報)」(平成17年7月19日関係省庁申合せ)における同様の規定において「遅滞なく」という文言が使われており、通報制度の性質に鑑みても、「遅滞なく」との文言が適当であると考えております。
			<p>イ(イ)について アの通報を常に優先しなければならないとすると、そのために通報を躊躇するという事態が起こり得ないか。通報はなるべくやりやすくした方がよいのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ、「通報すれば不利益な取扱を受けると信ずるに足る相当の理由がある場合」、「通報すれば当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがある」と信ずるに足る相当の理由がある場合、「個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足る相当の理由がある場合」には、行政機関の窓口への通報を経ずに、内閣府独立公文書管理監(仮称)に直接通報することができることとしました。
<p>(3) 通報者の保護等</p>			<p>アについて 正当な通報で不利益な取扱いを受けないだけでなく、正当性を積極的に評価される必要がある。地位の降格や仕事を取り上げるなどは論外。基本的には、それまでの地位を保障すること、様々な事実上の嫌がらせ等にも迅速に対応し、周囲の者の対応こそが誤りであり改善されるべきことを明らかにし、通報者を職場で孤立させない。通報者の地位を守りきってこそ、内部通報が必要に応じて実行され、さらには内部通報の必要がない職場になっていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 4(3)イ及びウに、 ・ 行政機関の長は、通報者に対し、通報したことを理由として不利益な取扱いをすることのないよう適切な措置を講じなければならないこと ・ 行政機関の長は、通報者に対し、通報をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱い等を行った職員があるときは、当該職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとするを定めており、通報者の地位は守るために必要な定めは規定しております。
			<p>イについて 他方、違法な指定や不適正な管理などを行っている取扱いには、必要な指導改善を行うほか、場合によっては相応の制裁が科されることも必要ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政機関の長は、取扱業務者等から通報を受けた場合は、調査を行い、その結果、特定秘密の指定等又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことが明らかになったときは、速やかに当該特定秘密の指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適切な管理その他の適切な措置を講ずるものとするを、V4(2)ア(エ)において記載しています。なお、違法な指定や不適切な管理などを行った行政機関の職員等については、国家公務員法等に基づく懲戒処分により措置されることとなります。
			<p>イについて 通報したことを理由として、職員が通報者に対し不利益な取扱いをしてしまった場合、当該不利益な取扱いをした職員を処分するだけでなく原状回復もすべきではないか。「不利益な取扱いを撤回・取消しするとともに、その職員に懲戒処分その他適切な措置をとるものとする」などとすべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘を踏まえ、「当該不利益な取扱い等を取り消し、又は是正するとともに、当該職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする」と修正しました。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>通報者の保護だけでなく、通報者が所属する適合事業者に対する差別的取扱いの禁止も必要。 つまり、行政機関が適合事業者に特定秘密だとして示してきた情報が、法律解釈としては特定秘密に該当しないものであったような場合、取扱者がこれを通報すると、行政機関側はどの適合事業者の取扱者が通報してきたかを知ることになり、行政機関はこのようなうさひ従業員がいる企業には、以後仕事を回さないという対応に出る可能性がある。そのような危険があることを適合事業者が推測すれば、仕事を失いたくないという当然の動機から、取扱者らに対して通報を禁じるかもしれない。</p>	<p>● 御指摘を踏まえ、通報者が適合事業者の従業員である場合には、通報者が所属する適合事業者に対しても、通報をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないこととしました。</p>
4	法第18条第2項に規定する者及び国会への報告		<p>報告は、件数だけでは全く意味がない。分類をしっかりと、概括的に状況が分かるような資料を報告し、諮問会議や国会等で質問をさせるきっかけとなるものでなくてはならない。 例えば、件数としては3件と1000件であっても、頁数はどちらが多いか分からない。頁数についても報告を行い、「件数は少ないのに頁数が多いのはどういった情報なのか」等の質問がされやすいものとし、受けた質問に対してしっかりと説明を尽くせば良い。</p>	<p>● 特定秘密の中には文書だけでなく物件も含まれること、特定秘密である情報とそうでない情報が同一頁の中に混在する可能性のあること、フォントの大きさや印刷の仕方により頁数が変わることから、頁数については、必ずしも情報量を適切に表すものとは言えず、公表する必要性については慎重に検討すべきと考えます。</p>
(1)	内閣総理大臣への報告等	第18条第3項	<p>報告される件数については、できるだけ内訳(別表記載事項ごと、細目ごとの内訳)も示したほうがよいのではないかと。</p>	<p>● 御指摘を踏まえ、件数は、事項の細目ごとに報告することとしました。</p>
			<p>国民への説明責任を果たす意味でも「国民に分かりやすい形で取りまとめた概要」は、特定秘密の開示にわたらない範囲でできるだけ具体的なものとすべきである旨定めてはいかかか。</p>	<p>● 国会等への報告については、特定秘密の開示にわたらない範囲で具体的なものも含めつつ行うことを想定していますが、これは、当該報告を「国民にわかりやすいものにするための工夫の一つであり、具体的なものとするのみを改めて特出しする必要はないと考えております。</p>
			<p>アの(ア)から(ウ)までについては、細目ごとの件数報告となっているが、国立公文書館等への移管件数、廃棄件数等についても細目ごととしてはいかかか。</p>	<p>● ここでの報告事項は「ファイル」の件数です。指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等や特定行政文書ファイル等には単一の事項に限られない複数の特定秘密が含まれる可能性があることから、国立公文書館等への移管件数や廃棄件数に係る報告を事項の細目ごとに行うことは困難であると考えております。</p>
			<p>ア(ア)～(キ)では、「件数」のみを挙げているが、これでは抽象的な件数しかわからず、実情把握にはほど遠い。少なくとも、各ファイルの名称、内容の概要、ページ数は必要ではないか。 (コ)では、苦情の件数だけでなく、内容の概要も報告されるべきである。</p>	<p>● 国会法等改正案に係る国会審議も踏まえ、国会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿の写しを取りまとめたものを、5(3)アに定める事項に添付することとしました。 ● 苦情の内容の概要についても、可能な限り「国民にわかりやすい形で取りまとめた概要」において盛り込むことを予定しております。</p>
			<p>ア(ア)～(ウ)について 細目ごとの件数だけでは、秘密指定した量も、内容の目安もないので、検討の必要性をうかがわせるきっかけにならないのではないかと。ページ数、(録音・録画)時間なども必要とすべきではないか。</p>	<p>● 特定秘密は、できる限り部分を特定して表示することとしており(施行令第5条)、一件の文書において、特定秘密である情報とそうでない情報が同一頁の中に混在すること、フォントの大きさや印刷の仕方により頁数が変わることから、特定秘密である情報を記録する文書の頁数を正確に算出することは困難であると考えます。</p>
			<p>ア(エ)～(カ)について ページ数、(録音・録画)時間なども必要とすべきではないか。</p>	
			<p>ア(キ)について 件数だけでは処理内容が全くわからない。件数も問題だが、どのような通報があったかも重要である。</p>	<p>● 通報の処理内容の概要についても、可能な限り「国民にわかりやすい形で取りまとめた概要」において盛り込むことを予定しております。</p>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			ア(ク)について 件数だけでは人数が全くわからない。人数も必要ではないか。	● 基本的に件数＝人数です。なお、例えば、ある行政機関で適性評価を受けた職員や適合事業者の従業者について、同じ年に他の行政機関で適性評価を受けることも想定されるところ、こうした場合を統計的に正確に把握することは困難であると考えます。一方で、一人の者が1年に複数回の適性評価を受けることはあまり多くないと考えられることから、適性評価の実施件数をお示しすることにより適性評価の実施規模は把握され得ると思えます。
			ア(ケ)について この件数は人数か。同意を取り消した場合も含むのか。	● 人数ではなく、不同意の件数であり、同意を取り消した(運用基準では、同意の取下げ)件数も含みます。
(2)	法第18条第2項に規定する者への報告	第18条第2項	報告は、件数のみではなく、傾向等についても可能な限り行うべきではないか。それを「国民に分かりやすい形で取りまとめた概要」においても反映すべき。	● 御指摘のとおり、傾向等についても、「国民にわかりやすい形で取りまとめた概要」において盛り込むことを予定しております。
(3)	国会への報告及び公表	第19条		
その他			内閣官房の事務として、「特定秘密の指定及びその解除(指定の有効期間の設定及び延長を含む。)並びに…の事務」と記載すると、括弧書きの記載が解除のみに掛かっているように読めるので、書きぶりを考慮してはいかがか。	● 御指摘を踏まえ書きぶりを修正しました。
			内閣官房保全監視委員会(仮称)及び内閣府独立公文書管理監(仮称)について、専門的技術知識及び能力の向上に努めるものとして、委員等の資格要件として記載するか、「このような要件として選ばれたものであるから、その責務においてさらにその維持向上に努めなければならない」などと記載すべきではないか。	● 御指摘を踏まえ、保全監視委員会(仮称)及び内閣府独立公文書管理監(仮称)は、それぞれ「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の向上に努めなければならない」及び「特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な専門的技術的及び能力の維持向上に努めなければならない」と記載しました。
			保全監視委員会、独立公文書管理監、情報保全監察室が監視、検証、監察等を担うとのことであるが、設置の根拠は、本運用基準という理解で宜しいか。 そうなのであれば、適正な監視、検証、監察等の実施を担保するため、人的要件、業務における遵守事項など、適正な監視等を実施するための要件を本運用基準において定めるべきではないか。	● 内閣官房保全監視委員会(仮称)の設置自体は本運用基準で定めませんが、内閣府独立公文書管理監(仮称)の設置自体は政令で、情報保全監察室(仮称)の設置自体は内閣府訓令で定めることを検討しております。 ● 本運用基準は、これらの機関の具体的な権限・事務を定めるものです。 ● 御指摘を踏まえ、これらの機関の人的要件、業務における遵守事項等について、「1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力」及び「6 その他の遵守すべき事項」に規定することとしました。
			「(仮称)情報保全監察室」の室員は、各省庁から集めることとなるのか。各省庁からの出向者で構成すると、数年後には元の省庁に戻るため、現在一番批判されている点でもある、チェック機関としての独立性が担保できないこととなる。他方で、サブスタンスについての理解がない人の集まりではチェックを行うことはできないので、各省庁からの出向者も必要だろう。各省OBという選択肢もあるかもしれない。	● 内閣府情報保全監察室(仮称)の人員については、専門性や行政機関との関係等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。
			独立公文書管理監(仮称)の検証等の権限を原則的にしっかり書くべきである。	● 御指摘を踏まえ、「1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力」に内閣府の任務を定め、「3(1) 内閣府独立公文書管理監(仮称)による検証・監察・是正」に内閣府独立公文書管理監(仮称)の事務を明記することとしました。
VI その他				